

兵庫県公報

平成20年10月28日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

人事委員会公告 職員の給与等に関する報告及び勧告	ページ 1
-----------------------------------	----------

人事委員会公告

兵庫県人事委員会は、平成20年10月9日、兵庫県議会及び兵庫県知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったので、次のとおりその全文を公表する。

平成20年10月28日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

別紙第1

報 告

1 本年の報告及び勧告に当たって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて、県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業者と均衡させること（民間準拠）を基本として行ってきたところである。

人事院は、平成17年の報告において、地域民間給与の反映や職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映等を柱とする給与構造改革を行うとし、平成18年度から平成22年度までの5年間で、逐次、改革を実施していくこととしている。また、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるため、平成18年から勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなどの抜本的な見直しを行った。

本委員会においても、人事院及び他の都道府県人事委員会の状況等を考慮し、給与構造改革や民間給与との比較方法の見直しに取り組んできたところである。

最近の職員給与を見ると、平成11年度以降引下げの傾向が続いていたが、月例給については、一昨年、昨年と据置きとなり、特別給については、昨年、管理職の勤勉手当及び期末特別手当は上げが見送られる一方、管理職を除く職員については、本委員会の勧告を下回ったものの、勤勉手当の支給月数の上げが行われた。また、本年4月から、初任給基準や昇格の基準の見直しが図られたうえで、国家公務員の俸給表に準じた給料表が適用される一方、財政構造を安定的・持続的なものに転換していくために策定された「新行財政構造改革推進方策」を踏まえ、給与の抑制措置が行われている。

我が国経済は、緩やかな拡大を続けていたが、原油・原材料価格高騰を背景に設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、このところ弱含んでおり、本県においても、有効求人倍率が全国平均を下回るなど、景気の減速感が増している。

本委員会が行った、本年の「職種別民間給与実態調査」においても、雇用調整を行っている事業所の割合は昨年に比べ減少しているものの、ベースダウンを実施した事業所の割合が増加し、定期昇給についても、昇給額が昨年より減額となっている事業所や定期昇給を停止した事業所の割合が増加するなど、厳しい状況が見受けられる。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業者の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約54,800人（市町立学校県費負担教職員約25,800人を含む。）となっている。

また、このほかに、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,600人となっている。

本年実施した「平成20年職員給与実態調査」（平成20年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、給料376,244円、扶養手当10,774円、地域手当24,432円、その他手当33,925円、計445,375円となっている。

なお、行政職(行政職給料表適用者をいう。以下同じ。)についてみると、給料349,326円、扶養手当11,625円、地域手当23,956円、その他手当31,363円、計416,270円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数54,823人、平均年齢43.3歳、平均経験年数21.3年となっている。男女別構成比は、男性64.6%、女性35.4%、学歴別構成は、大学卒75.9%、短大卒8.0%、高校卒16.1%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.4%、20歳台13.7%、30歳台21.0%、40歳台30.2%、50歳台34.6%、60歳台0.1%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数9,604人、平均年齢43.7歳、平均経験年数22.3年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員の給与と民間の従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,920のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した420の事業所を対象に、「平成20年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約17,800人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における給与改定の状況や雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を実施した。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.8%(昨年35.2%)と昨年に比べ増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は11.8%(同14.0%)と昨年に比べ減少している。一方で、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.2%(同0.2%)、ベースアップの慣行のない事業所の割合は51.2%(同50.6%)と、いずれも昨年に比べ増加している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は77.4%(同75.7%)となっているが、その内訳は、昇給額が昨年より増額となっている事業所の割合が24.8%(同28.8%)と昨年に比べ減少しているのに対し、減額となっている事業所の割合は7.8%(同4.2%)と増加し、定期昇給を停止した事業所の割合も3.0%(同0.8%)と昨年に比べ増加している。

(雇用調整の実施状況)

平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、別表第3に示すとおり14.2%(昨年17.5%)となっており、全体としては昨年に比べ減少している。雇用調整の措置内容としては、部門の整理・部門間の配転(7.9%)、転籍出向(4.3%)、採用の停止・抑制(3.8%)、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換(3.5%)の順となっており、それぞれの割合が減少する中で、部門の整理・部門間の配転は、昨年の5.9%に比べ増加している。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で35.9%(昨年40.2%)、高校卒で25.5%(同22.8%)となっており、大学卒では昨年に比べ減少し、高校卒は昨年に比べ増加している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置きの割合が最も多くなっているものの、大学卒では増額が37.6%(昨年36.4%)、減額が1.4%(同0.9%)と、高校卒では増額が41.5%(同28.5%)、減額が1.8%(同0.0%)と、増額、減額ともに増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で198,077円(同196,616円)、高校卒で159,699円(同158,687円)となっており、昨年に比べ増加となっている。

(参考資料 第2 民間給与関係資料 参照)

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

(公民給与の較差)

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあつては行政職、民間の従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、本県職員の人員構成に置き換え、ラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第4に示すとおり、一人当たり平均して、民間従業員給与が職

員給与を21,132円(5.25%)上回っていることが明らかになった。この較差は、本県において「新行財政構造改革推進方策」を踏まえ、給与の抑制措置が講じられていることによるものであり、この措置の影響分を除くと、民間従業員給与は職員給与を78円(0.02%)下回っている。

(2) 特別給(賞与等)

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給(賞与等)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第5に示すとおり、平均所定内給与月額4.49月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数(4.50月)と概ね均衡している。

5 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部政策室統計課の「毎月勤労統計地方調査」(事業所規模30人以上)による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ0.4%減少しているが、一方、所定外給与は2.7%増加しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は、ほぼ昨年並みとなっている。なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.8%減少している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.6%上昇しているが、全国の0.8%を下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯173,020円、3人世帯200,500円、4人世帯227,990円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.1ポイント上回り、4.0%(季節調整値)となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.1ポイント下落して0.84倍(季節調整値)となっており、全国の0.93倍(同)より低い水準にある。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

6 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月11日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等に関する報告を行い、併せて職員の給与及び勤務時間の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は別表第6のとおりである。

7 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「新行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給

前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、公民較差は21,132円(5.25%)であるが、「新行政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた職員給与と民間従業員給与との比較では、公民較差は78円(0.02%)と極めて小さいことから、本年は月例給の改定は行わないこととした。

(3) 特別給(賞与等)

前記のとおり、民間事業所において、昨年8月から本年7月までの1年間で支払われた賞与等の特別給の、平均所定内給与月額に対する支給月数が、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と概ね均衡していたことから、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定は行わないこととした。

(4) 医師職に対する初任給調整手当

人事院は、本年、国の医療施設における勤務医の確保を図るため、初任給調整手当の最高支給限度額の引上げなどを報告・勧告した。

本委員会でも、一昨年及び昨年の報告において、公立病院の医師確保が困難となっている状況及び本県に勤務する医師が働きやすい環境整備のための給与等の措置の検討の必要性について言及し、任命権者において改善が図られている。

また、県民の地域医療確保の観点から、県医師会ドクターバンクとの連携など、医師の地域偏在、診療科偏在の解消に向け、様々な施策が展開されているところである。

しかし、本県に勤務する医師の確保は、依然、困難な状況にあるため、医師・歯科医師職に対する初任給調整手当について、国及び他の都道府県の状況、本県の実情を考慮して改定する必要がある。

(5) その他の課題

ア 住居手当

人事院は、本年の報告の中で、自宅に係る住居手当については、来年の勧告に向けて廃止の検討を進めるものとし、また、借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進めるとした。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮する必要がある。

イ 交通用具使用者に係る通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、本県の民間の支給状況や国の状況等を考慮すると、改定するには困難な状況であるが、原油価格の高騰によるガソリン価格の上昇が交通用具使用者に影響を及ぼしている中、引き続き、民間、国及び他の都道府県の動向等に留意していく必要がある。

ウ 単身赴任手当

人事院は、本年の報告において、単身赴任手当については、単身赴任に伴う経済的負担の実情及び民間における同種手当の支給状況を考慮し、その改善について検討するとしたところである。

本県においても、国及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

エ 教員給与の見直し

教員給与については、平成19年3月に、職務に応じてメリハリを付けたものにする必要があるとする中央教育審議会の答申「今後の教員給与の在り方について」が出され、文部科学省において、義務教育等教員特別手当及び特殊業務手当等の見直しが、順次、図られているところであり、これを踏まえ、他の都道府県の状況を考慮して適切に対応する必要がある。

オ 勤務実績の給与への反映

人事院は、本年の報告・勧告において、来年7月までに施行が予定されている新たな人事評価制度の導入に伴い、その評価結果を活用することにより、勤務実績の給与への反映の一層の推進を図ることとしている。

本委員会においても、平成17年の報告において、新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績

の給与への反映について、国の制度改正、他の都道府県の動向に配慮しつつ、各任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると言及したところである。

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

カ 非常勤職員の勤務条件

人事院は、本年の報告の中で、非常勤職員の在り方について言及したところであり、また、総務省に、任期付短時間勤務職員や臨時・非常勤職員といった地方公務員の短時間勤務に係る諸制度について、その在り方等を検討する「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」が設置されたところである。

本県においても、今後、国及び他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

キ 給与構造改革期間終了後の取組

人事院は、本年の報告の中で、平成18年度から平成22年度までの給与構造改革の取組の終了時点において、給与構造改革の効果を検証し、地域の民間給与の状況等を踏まえ、引き続き地域間配分の在り方を検討するとし、また、給与における能力・実績主義を一層推進する観点から、新たに導入される人事評価制度による評価結果の給与への活用状況を踏まえ、必要に応じ、更なる見直しを検討するとしている。

さらに、雇用と年金の連携のため課題となっている60歳台前半の雇用問題に対処するにあたっては、60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方について、人事施策の見直しと一体となった検討が求められているとし、給与構造改革期間終了後は、以上のような諸課題に対応すべく総合的な検討を行う必要があるとあり、今後、具体的な問題点等を整理しながら準備を進めるとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

8 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、給与と同様に基本的な勤務条件であり、地方公務員法において、情勢適応の原則に基づき社会一般の情勢に適応するように適当な措置を講じること、また、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失ないように適当な考慮を払うこととされている。

人事院は、本年の報告において、民間企業の所定労働時間は、調査結果によれば、国家公務員の一般職の職員の勤務時間と比較して、1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短い水準で定着していると考えられるとし、これを踏まえて、勤務時間を短縮する場合には、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに、行政コストの増加を招かないことを基本とすべきとしたうえで、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定することが適当であるとする勧告を行った。

本県の職員の勤務時間も、1日当たり8時間、1週間当たり40時間となっているが、本委員会が実施した「平成20年職種別民間給与実態調査」における民間企業の所定労働時間は、別表7に示すとおり、1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間52分となった。また、これまで実施した「職種別民間給与実態調査」の結果についても、ほぼ同様の水準で推移しており、本年の調査結果を含めた3年間の平均値は、1日当たり7時間43分、1週間当たり38時間58分となっている。

職員の勤務時間については、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスの低下等を招かないことを基本として、民間、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、見直しを行うことが適当である。

9 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇制度等

長時間にわたる超過勤務は、職員の活力の低下をもたらし、健康や家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであることから、本委員会としても、毎年、超過勤務縮減の取組について報告してきたところであり、各任命権者においても、超過勤務の上限目標の設定に加え、「ノー残業デー」の設定、検討委員会の設置など様々な取組が進められ、その縮減が図られてきているが、なお長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられるところである。

今後とも引き続き、計画的な業務執行や事務事業の効率化等、事務改善を積極的に進めるなど、超過勤

務の縮減に向けた実効性のある更なる取組が必要である。

また、休暇制度等の活用促進も、職員の健康の保持増進やゆとりある生活、仕事と生活のバランスの実現のために重要である。年次休暇については、取得しやすい職場環境づくりをさらに進めるほか、事務事業の効率的な執行を図り、業務の繁閑や職員の意向を踏まえた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得など、その取得促進について引き続き取り組む必要がある。

さらに、育児に関する休暇・休業制度についても、「県職員子育てサポートプラン」などにより、取得しやすい職場環境づくりが進められているが、男性職員の育児休業取得率は、なお低い状況にあることから、男性職員の育児休業の取得を、さらに奨励していく必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

とりわけ、職員の心の健康について、本委員会は、平成13年にメンタルヘルス対策の総合的な推進体制の充実の必要性を報告し、各任命権者において、様々な取組が進められ、対策の充実が図られてきているが、心の健康を害する職員は、依然として多く見られることから、引き続き、これらの取組の一層の推進を図る必要がある。

心の健康は、長時間労働等の勤務状況、また、チームワークの欠如やハラスメント等の職場での人間関係と深いかわりを持つ場合もあることから、職場全体の課題としての認識のもと、特に、管理監督職は、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況を的確に把握するとともに、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

(3) 職員の大量退職等への対応

本委員会では、これまでも、団塊世代等の定年退職期を視野に入れ、長期的な観点から職員の採用を計画的に行うとともに、長年培われた職員の経験、知識、技能等を活用することも組織の活力維持の上で重要なことから、適切に対応する必要があると言及したところであり、任命権者においては、再任用制度の活用等が進められているところである。

人事院は、本年の報告において、公的年金の支給年齢引上げにより、平成25年度から定年退職後の無年金期間が発生することを受け設置された「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」で、最終的な目標を65歳までの定年延長とする旨の方向性を示した「中間取りまとめ」がまとめられたこと、国家公務員制度改革基本法で、政府は定年の65歳までの段階的引上げについて検討することとされたことなどから、定年年齢を平成25年度から段階的に65歳まで延長することを中心に検討を進め、その際に、再任用との組合せ、役職定年制の併用などについても検討を加えるとしている。

本県においても、国における検討の状況及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

また、職員の採用においては、本県の将来を担う高い能力と意欲をもつ優秀な人材を確保していくことが必要であるが、団塊世代の退職に伴う民間企業の旺盛な採用意欲や少子化による新規学卒者の減少等により、ここ数年、受験者の減少など厳しい状況にある。これまでから、受験年齢の見直しや県外会場での試験の実施、人物重視の試験方法への改善とともに、大学説明会や職場見学も含めた職員ガイダンスの実施、リクルーター制度の導入など様々な広報活動を図ってきたところである。今後、さらに、魅力ある職場づくりとともに、本県での働きがいなどの情報発信等に積極的に取り組み、受験者の確保に努めていく必要がある。

10 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

本県の経済は、緩やかな拡大を続けていたが、世界的な原油・原材料価格の高騰等により企業収益が圧迫され、景気の減速感が増している中、民間企業においては、雇用調整等の実施も含め、種々の経営改善努力が行われている状況が窺える。本県においても、このたび、行財政全般にわたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立するため、「新行財政構造改革推進方策」が策定されたところである。

その方策において、組織、定員・給与などの見直しが図られ、また、昨今の公務員をめぐる情勢や諸物価の高騰など、職員を取り巻く環境が大きく変化しているが、このような中において、本年の報告及び勧告は、月例給、特別給の双方について改定を行わないこととする、職員にとって厳しい内容となっている。

職員にあっては、大きな環境変化の中、県民のため職務に精励されていることに敬意を表するとともに、今後、より一層、高い倫理観と使命感を持ち、職員一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれては、厳しい環境の下、県民生活の向上を目指し、職務に誇りをもって懸命に取り組む職員の士気高揚や働きやすい職場環境の整備に配慮されるとともに、勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告及び勧告について適切に対応されるよう要請する。

別表第 1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	係 員		35.8	11.8	1.2
課 長 級		24.0	12.0	1.0	63.0

別表第 2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		80.4	77.4	24.8	7.8	44.8	3.0	19.6
課 長 級		68.8	65.7	21.8	5.8	38.1	3.1	31.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第 3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
部 門 の 整 理 ・ 部 門 間 の 配 転	7.9
転 籍 出 向	4.3
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	3.8
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.5
残 業 の 規 制	1.5
賃 金 力 ッ ト	1.2
希 望 退 職 者 の 募 集	0.7
正 社 員 の 解 雇	0.6
一 時 帰 休 ・ 休 業	0.2
計	14.2

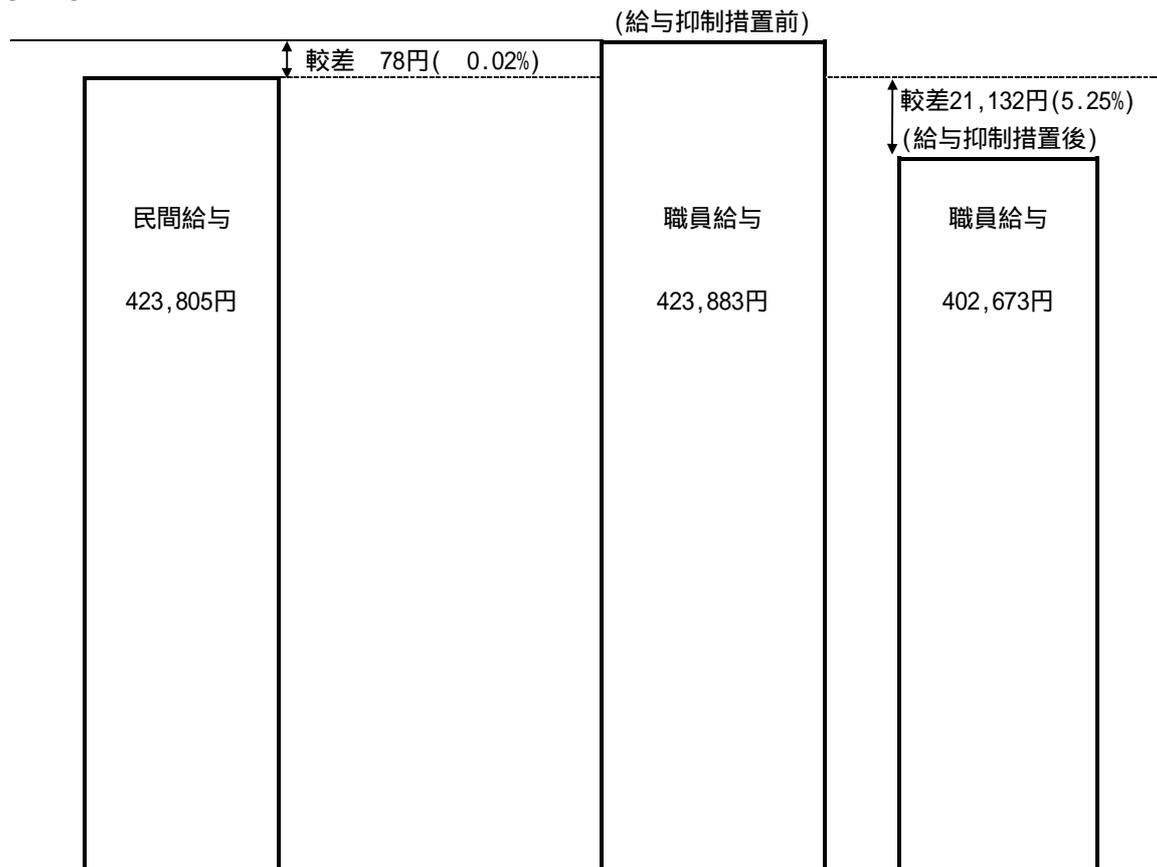
(注) 平成20年1月以降の実施状況である。

別表第4 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	423,805円
県職員の給与 (B)	423,883円 [402,673円]
較差 (A)-(B)	78円(0.02%) [21,132円(5.25%)]

- (注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 []内は新行財政構造改革推進方策を踏まえた給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第5 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
		平均所定内給与 月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	857,566円 859,092円	557,118円 573,555円
	特別給の 支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁) 上半期 (B ₂ /A ₂)	2.27月分 2.28月分
		計	4.55月分
年間の平均		4.49月分	

- (注) 1 下半期とは平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。
 (備考) 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

別表第6 人事院の給与等に関する勧告等の概要

1 給与報告・勧告

事 項	概 要
官 民 給 与 の 比 較	(1) 月例給 官民格差 0.04% (136円) (2) 特別給 民間における支給割合 4.50月
本 年 の 給 与 の 改 定	(1) 月例給 民間給与との較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を考慮して、月例給の水準改定を行わない。 (2) 期末手当・勤勉手当 公務と民間の支給月数が概ね均衡していることから、改定を行わない。
そ の 他 の 課 題	(1) 自宅に係る住居手当は来年の勧告に向けて廃止を検討 借家・借間に係る住居手当は高額家賃負担職員の実情を踏まえ、引き続き検討 (2) 単身赴任手当について、経済的負担の実情、民間の同種の手当の支給状況を考慮して改善を検討 (3) 医師の給与の特別改善(平成21年度実施) 国の医療施設の勤務医の確保が重要な課題となるなかで、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手から中堅の医師の人材確保のため初任給調整手当を改定 (4) 非常勤職員の給与について、各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定 (5) 独立行政法人等における給与水準のあり方等の検討への協力
給 与 構 造 の 改 革	(1) 本府省業務調整手当の創設(平成21年度実施) (2) 地域手当の支給割合の改定等(平成21年度実施) 平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定 (3) 勤務実績の給与への反映の推進 新たな人事評価制度の導入に伴い、直近の評価結果等を昇給や勤勉手当に反映 勤務成績不良者に対する降給、降格の仕組みを整備 人事評価の実施後、評価結果が確定したときには、直ちにこれを活用するものとするよう措置(本府省以外は1年後から開始) (4) 60歳代前半における雇用問題の検討に併せて60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方についても検討

2 勤務時間

事 項	概 要
民間企業の所定労働時間の状況	公務と比較して1日15分程度、1週1時間15分程度短い状況 ・平成20年の調査結果 1日7時間45分 1週38時間49分 ・平成16年から20年の平均 1日7時間44分 1週38時間48分
行政サービスの維持	行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことが基本 業務の合理化、効率化や勤務体制の見直し等により、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることなく対応が可能 職員一人一人が公務能率の一層の向上に努める必要
仕事と生活の調和	国家公務員の勤務時間についても、仕事と生活の調和の観点から、その在り方を考えることが重要。勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に寄与
勤務時間の改定	職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当 これに伴い、船員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員の勤務時間について所要の措置を講じる。 平成21年4月1日から実施

3 公務員制度改革及び公務員人事管理

事項	概要
公務員制度改革	<p>基本認識</p> <p>(1) 公務及び公務員に対する国民の信頼の回復が急務</p> <p>(2) 時代の変化に適合する有効な人事管理システムの再構築</p> <p>(3) 高い専門性をもって職務を遂行するとの職業公務員制度の基本を生かした改革の推進</p> <p>(4) 公務員が使命感を持って全力で職務に取り組めるよう意識改革を徹底</p>
公務員人事管理	<p>1 人材の確保・育成</p> <p>(1) 採用試験の基本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員制度改革基本法の制定、人材供給構造の変化を踏まえた採用試験の基本的見直し ・「経験者採用システム」の一層の活用 <p>(2) 幹部要員の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業公務員の人材育成の在り方について、高い使命感を持つ行政官の確保・育成に向けて検討に着手 ・思い切った能力・実績に応じた人事運用への転換 <p>(3) 人事交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な官民交流に資するよう、官民人事交流法に基づく交流基準等の見直し <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の採用・登用の拡大。昨年の国公法改正を踏まえた任免規則の整備。分限について、新たな人事評価の導入に伴い、規則・指針の整備等 <p>2 能力及び実績に基づく人事管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の人事管理への活用の基本的な枠組みを提示。試行結果も踏まえ、評価制度の施行までに制度整備 <p>3 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府省の超過勤務縮減のため、政府全体として計画的な在庁時間削減の取り組みが必要 ・育児休業等の制度の周知や利用モデルの提示など職員のニーズに合わせた両立支援を推進 ・心の疾病の予防や早期発見のための情報の提供、気軽に相談できる体制の整備等を検討 <p>4 退職管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの段階的定年延長を中心に検討。その際、再任用との組合せ、役職定年制の併用、外部との人事交流の促進、高齢期の職員のための職域の開発、給与総額増大の回避の方策なども検討

別表第7 民間企業の所定労働時間

	1日当たりの所定労働時間	1週間当たりの所定労働時間
	時間：分	時間：分
平成20年	7:44	38:52
3年平均	7:43	38:58

(注) 1 民間企業の事務・管理部門についての所定労働時間である。

2 3年平均については、平成18～20年の平均である。

別紙第2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国及び他の都道府県の状況、本県の実情を考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。

職員の給与等に関する報告及び勧告

参 考 資 料

平 成 20 年

兵 庫 県 人 事 委 員 会

- 目次 -

第 1 職員給与関係資料

平成20年職員給与実態調査の概要.....	15
第 1 表 職員の給料表別給与.....	16
第 2 表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数.....	17
第 3 表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比.....	17
第 4 表 職員の給料表別・年齢別人員分布.....	18
第 5 表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額.....	19
第 6 表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布.....	30
第 7 表 職員の手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額.....	46
第 8 表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数.....	46
第 9 表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布.....	47
第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員.....	47
第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額.....	48
第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布.....	49

第 2 民間給与関係資料

平成20年職種別民間給与実態調査の概要.....	50
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数.....	51
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給.....	52
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等.....	53
第16表 民間における初任給の改定状況.....	58
第17表 民間における昇給制度の状況.....	58
第18表 民間における家族手当の支給状況.....	58
第19表 民間における住宅手当の支給状況.....	59
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況.....	59
第21表 民間における冬季賞与の成績区分別の人員分布状況.....	59
第22表 民間における冬季賞与の支給状況（最上位者・最下位者）.....	59
第23表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況.....	60
第24表 民間における給与の地域差に関する状況.....	60
第25表 民間における所定労働時間の設定状況.....	61

第 3 生計費関係資料

第26表 神戸市における費目別・世帯人員別標準生計費（平成20年4月）.....	63
--	----

第 4 労働経済関係資料

第27表 民間給与等の推移.....	64
第28表 鉱工業生産指数等の推移.....	66

第 1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成20年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

本年4月1日現在に在職する職員。ただし、無給休職中の職員、公益法人等へ派遣中の職員、無給派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。

3 調査事項

(1) 給 料

ア 年 齢

イ 学 歴

ウ 経験年数

エ 適用給料表及び職務の級、号給

(2) 諸 手 当

ア 扶養手当

イ 地域手当

ウ 住居手当

エ 通勤手当

オ 管理職手当

カ その他の手当

(3) そ の 他

ア 家賃又は部屋代負担額

イ 交通機関等の運賃等負担額

ウ 交通用具の使用距離

第1表 職員の給料表別給与

給料表	給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	円 3,997,853,551	円 3,354,927,099	円 111,649,000	円 230,068,822	円 47,530,900	円 147,459,236	円 76,409,066	円 29,809,428
研究職	121,202,253	101,444,410	3,804,000	6,348,458	1,504,800	4,816,194	2,420,585	863,806
医師・歯科医師職	32,681,425	18,576,300	431,500	2,809,119	304,500	530,827	2,587,979	7,441,200
看護職	2,701,251	2,316,964	41,000	182,424	59,500	101,363		
警察職	4,630,978,278	3,846,881,800	161,224,500	288,065,887	53,988,500	170,693,812	12,301,879	97,821,900
大学教育職	287,982,383	(6,518,227) 251,383,341	6,909,000	15,078,313	4,699,000	7,753,022	1,818,107	341,600
高等学校教育職	4,095,132,726	(188,197,064) 3,445,137,090	100,076,500	207,576,398	41,235,800	88,679,727	20,799,641	191,627,570
中・小学校教育職	11,245,338,186	(391,076,244) 9,603,636,478	206,541,500	589,119,728	118,996,800	192,348,222	115,286,627	419,408,831
任期付研究員	1,125,400	998,244	0	49,160	0	73,516	0	4,480
特定任期付職員	962,760	852,000	0	110,760	0	0	0	0
一般任期付職員	831,916	(16,404) 675,942	13,000	49,886	0	30,600	62,488	0
計	24,416,790,129	(585,807,939) 20,626,829,668	590,690,000	1,339,458,955	268,319,800	612,486,519	231,686,372	747,318,815
19年	25,956,322,775	(593,687,096) 21,634,948,196	592,876,500	1,818,533,652	254,599,700	606,147,965	272,922,954	776,293,808

給料表	一人当たり平均 給与総額	内 訳							人員
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	
行政職	円 416,270	円 349,326	円 11,625	円 23,956	円 4,949	円 15,354	円 7,956	円 3,104	人 9,604
研究職	473,446	396,267	14,859	24,799	5,878	18,814	9,455	3,374	256
医師・歯科医師職	860,038	488,850	11,355	73,924	8,013	13,970	68,105	195,821	38
看護職	450,209	386,161	6,833	30,404	9,917	16,894	0	0	6
警察職	405,160	336,560	14,105	25,203	4,723	14,935	1,076	8,558	11,430
大学教育職	530,354	(12,004) 462,953	12,724	27,769	8,654	14,277	3,348	629	543
高等学校教育職	494,581	(22,729) 416,079	12,087	25,070	4,980	10,710	2,512	23,143	8,280
中・小学校教育職	456,015	(15,859) 389,442	8,376	23,890	4,824	7,800	4,675	17,008	24,660
任期付研究員	375,133	332,748	0	16,387	0	24,505	0	1,493	3
特定任期付職員	962,760	852,000	0	110,760	0	0	0	0	1
一般任期付職員	415,958	(8,202) 337,971	6,500	24,943	0	15,300	31,244	0	2
計	445,375	(10,685) 376,244	10,774	24,432	4,894	11,173	4,226	13,632	54,823
19年	467,977	(10,704) 390,065	10,689	32,787	4,590	10,929	4,921	13,996	55,465

- (注) 1 平成20年4月現在のものである。以下第12表まで同じ。
 2 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示す。
 3 「任期付研究員給料表」は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 4 「特定任期付職員給料表」は、一般職の特定任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 5 「一般任期付職員」に適用する給料表は、職員の給与等に関する条例第8条第1項に定める給料表である。以下第12表まで同じ。
 6 「19年」は、平成19年4月現在のものを示す。以下第12表まで同じ。
 7 学長・副学長については、国の指定職俸給表の号俸に相当する給料月額が支給されているが、大学教育職給料表の区分に含めた。以下第12表まで同じ。
 8 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特勤手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当(12分の1の額)及び義務教育等教員特別手当である。
 9 職員には、この表に示す人員の他、技能労務職員が1,029人、企業職員が202人、病院事業職員が4,395人及び再任用職員(技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を含む。)が268人いる。

第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数

給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	平均年齢	平均経験年数
	%	%	%	%	%	歳	年
行政職	62.9	8.9	28.2	0.0	100.0	43.7	22.3
研究職	98.4	0.8	0.8	-	100.0	45.2	22.2
医師・歯科医師職	100.0	-	-	-	100.0	50.0	24.9
看護職	0.0	50.0	50.0	-	100.0	51.2	31
警察職	43.8	4.0	52.2	-	100.0	39.1	18.4
大学教育職	96.9	3.1	-	-	100.0	47.2	23.4
高等学校教育職	93.1	4.8	2.1	-	100.0	46.1	23.4
中・小学校教育職	89.3	10.7	-	-	100.0	44.0	21.6
任期付研究員	100.0	-	-	-	100.0	31.7	3.7
特定任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	65.0	41.0
一般任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	48.0	23.5
計	75.9	8.0	16.1	0.0	100.0	43.3	21.3
19年	75.0	8.4	16.6	0.0	100.0	43.5	21.6

第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比

給料表	性別	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
行政職	男	4,709	77.9	281	32.9	1,628	60.3	4	100.0	6,622	69.0
	女	1,335	22.1	573	67.1	1,074	39.7			2,982	31.0
研究職	男	236	93.7	2	100.0	2	100.0			240	93.7
	女	16	6.3							16	6.3
医師・歯科医師職	男	26	68.4							26	68.4
	女	12	31.6							12	31.6
看護職	男									0	0.0
	女			3	100.0	3	100.0			6	100.0
警察職	男	4,753	94.9	342	73.9	5,648	94.7			10,743	94.0
	女	253	5.1	121	26.1	313	5.3			687	6.0
大学教育職	男	438	83.3		0.0					438	80.7
	女	88	16.7	17	100.0					105	19.3
高等学校教育職	男	5,371	69.7	48	12.2	150	84.7			5,569	67.3
	女	2,337	30.3	347	87.8	27	15.3			2,711	32.7
中・小学校教育職	男	11,566	52.5	190	7.2					11,756	47.7
	女	10,458	47.5	2,446	92.8					12,904	52.3
任期付研究員	男	2	66.7							2	66.7
	女	1	33.3							1	33.3
特定任期付職員	男	1	100.0							1	100.0
	女									0	0
一般任期付職員	男	1	50.0							1	50.0
	女	1	50.0							1	50.0
計	男	27,103	65.1	863	19.7	7,428	84.0	4	100.0	35,398	64.6
	女	14,501	34.9	3,507	80.3	1,417	16.0	0	0.0	19,425	35.4
19年	男	27,333	65.7	880	18.9	7,727	84.0	3	100.0	35,943	64.8
	女	14,264	34.3	3,784	81.1	1,474	16.0	0	0.0	19,522	35.2

第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職	研究職	医師・歯 科医師職	看護職	警察職	大 学 教育職	高等学校 教育職	中・小学 校教育職	任期付 研究員	特定任期 付職員	一般任期 付職員	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18歳以下	12				82							94	0.4
19	12				88							100	
20	8				155							163	13.7
21	17				133							150	
22	55				265		12	220				552	
23	75				284		21	319				699	
24	109	1	1		334		30	376				851	
25	117	2	5		368		39	449				980	
26	123	2			349	1	51	448				974	
27	125	3			342		71	486				1,027	
28	116	3			370	6	71	496				1,062	
29	116	2			328	9	90	533	1			1,079	
30	117	2			362	4	91	409				985	21.0
31	145	5			275	6	112	401				944	
32	194	4	1		302	10	120	410	1			1,042	
33	210	5			310	22	120	419				1,086	
34	251	7			363	7	146	416	1			1,191	
35	300	5			331	18	145	457			1	1,257	
36	292	7	2		263	19	191	503				1,277	
37	307	7			257	12	175	462				1,220	
38	297	8	1		229	13	169	481				1,198	
39	339	13			197	25	189	567				1,330	
40	333	11	1		203	14	210	618				1,390	30.2
41	268	5	1		198	13	189	501				1,175	
42	330	8	1	1	209	20	267	549				1,385	
43	330	15			268	12	339	680				1,644	
44	338	10		1	227	12	328	702				1,618	
45	313	6	3		289	18	376	645				1,650	
46	296	11			302	17	405	766				1,797	
47	296	8	2		308	17	382	833				1,846	
48	307	7			300	16	345	962				1,937	
49	331	8	1		291	15	348	1,099				2,093	
50	281	10	4		265	15	361	1,107				2,043	34.6
51	293	7		1	330	16	323	998				1,968	
52	307	9	2		283	19	301	1,129				2,050	
53	280	2	2		271	10	316	1,199				2,080	
54	271	6	2		288	22	342	1,166				2,097	
55	284	11			298	17	343	937				1,890	
56	343	7	1	1	265	18	342	838				1,815	
57	332	9		2	260	15	319	772				1,709	
58	322	14	2		314	17	308	706				1,683	
59	412	16	1		274	15	293	601				1,612	
60歳以上			5			73				1	1	80	0.1
計	9,604	256	38	6	11,430	543	8,280	24,660	3	1	2	54,823	100.0
19年	10,084	269	36	30	11,444	550	8,425	24,624	1	1	1	55,465	-

第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額
その1 行 政 職

職務の級 年齢	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下	12	141,189								
19	12	145,421								
20	8	150,065								
21	17	157,812								
22	55	171,802								
23	75	177,810								
24	109	184,172								
25	74	186,843	43	195,853						
26	51	190,190	72	201,663						
27	32	192,624	91	206,574	2	225,602				
28	21	195,585	50	209,190	45	225,690				
29	19	199,662	29	211,817	68	230,666				
30	4	208,991	15	212,316	98	235,986				
31	2	210,210	5	212,082	138	243,763				
32	3	206,018	3	224,445	188	251,714				
33	1	194,513	6	227,419	201	261,646	2	307,833		
34	1	217,035			214	269,907	35	295,952		
35					185	275,227	114	301,376	1	320,663
36					118	281,622	165	308,149	8	322,036
37					74	288,222	226	316,498	6	336,993
38					47	295,100	242	323,739	8	346,300
39					33	305,373	286	333,364	17	353,934
40					22	316,488	272	341,017	38	362,562
41					7	325,121	222	347,280	38	365,472
42					8	324,248	270	352,070	50	368,976
43					11	345,060	254	355,640	61	373,045
44					14	336,250	226	360,888	82	376,209
45					8	355,521	222	367,299	69	380,740
46					3	338,386	187	373,408	89	385,343
47					7	366,069	159	380,900	98	391,180
48					3	368,680	160	391,350	93	396,237
49					8	379,736	156	395,843	103	398,485
50					2	332,619	126	398,643	86	399,991
51					1	387,245	119	404,424	76	403,604
52					2	392,203	126	405,521	77	405,282
53					1	393,855	102	408,224	96	408,905
54					5	388,606	114	411,261	80	411,397
55					5	399,726	99	413,450	70	415,146
56					4	400,367	106	415,964	87	418,155
57							97	421,641	87	424,762
58					1	403,672	18	420,612	134	423,241
59					2	408,630	3	425,121	211	425,189
60歳以上										
計	496	181,571	314	205,812	1,525	268,886	4,108	362,034	1,765	400,970

行 政 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級		10 級		特 10 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34			1	345,168						
35										
36			1	354,944						
37			1	352,500						
38										
39			3	377,880						
40			1	364,438						
41			1	385,682						
42	2	385,920								
43	3	389,600	1	386,058						
44	15	390,914					1	444,540		
45	13	395,892					1	450,306		
46	15	402,517	2	409,605						
47	27	403,166	4	416,279			1	461,745		
48	42	405,070	9	417,329						
49	52	404,603	11	420,103					1	527,775
50	48	406,859	19	422,119						
51	63	408,106	28	423,762	6	442,122				
52	58	409,653	30	426,472	12	448,725	2	478,857		
53	47	413,381	28	427,911	6	439,875				
54	39	415,571	26	428,380	6	448,400	1	519,219		
55	63	417,074	38	433,009	5	454,900	4	484,414		
56	81	421,750	39	436,490	19	454,980	7	482,643		
57	88	428,724	44	441,679	12	463,528	4	487,320		
58	85	429,223	59	440,458	19	462,406	6	489,180		
59	104	433,189	55	445,573	29	465,119	8	488,378		
60歳以上										
計	845	416,879	401	432,389	114	457,217	35	484,030	1	527,775

その2 研 究 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額 円								
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24			1	214,598						
25			2	221,374						
26			2	246,949						
27			3	248,832						
28			3	244,590						
29			2	255,734						
30			2	252,420						
31			5	265,745						
32			4	278,333						
33			3	284,148	2	314,831				
34			3	286,708	4	321,319				
35			1	283,241	4	326,228				
36			1	301,126	6	331,971				
37			1	255,831	6	342,323				
38					8	346,518				
39					13	347,790				
40					10	353,410	1	392,656		
41					5	359,427				
42					8	364,318				
43					12	368,518	3	395,243		
44					6	373,183	4	393,287		
45					4	376,529	2	398,088		
46					5	381,607	6	403,326		
47					1	372,179	6	406,236	1	436,500
48							4	404,684	3	447,008
49							4	412,929	4	450,472
50							3	410,245	7	461,055
51							2	416,761	5	466,939
52							4	416,858	5	477,378
53									2	488,444
54							1	445,230	5	488,690
55							2	434,560	9	493,542
56							1	458,016	6	493,752
57							1	467,152	8	466,146
58							2	460,362	12	509,861
59							1	467,152	15	509,362
60歳以上										
計	0	0	33	261,898	94	353,749	47	413,502	82	485,866

その3 医師・歯科医師職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下								
19								
20								
21								
22								
23								
24	1	259,000						
25	5	269,200						
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32	1	331,100						
33								
34								
35								
36			2	426,400				
37								
38			1	445,700				
39								
40			1	429,400				
41					1	478,200		
42					1	507,800		
43								
44								
45					3	498,500		
46								
47					1	491,400	1	519,000
48								
49							1	522,600
50								
51					2	504,400	2	544,900
52			1	471,900			2	559,600
53							2	583,400
54							2	579,200
55								
56							1	595,700
57								
58							2	599,050
59							1	595,700
60歳以上							5	613,180
計	7	276,585	5	439,960	8	497,713	18	581,756

その4 看護職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	人員	平均 給料額 円												
18歳以下														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42					1	337,673								
43														
44					1	354,780								
45														
46														
47														
48														
49														
50														
51							1	397,160						
52														
53														
54														
55														
56							1	405,130						
57							2	416,891						
58														
59														
60歳以上														
計	0	0	0	0	2	346,227	4	409,018	0	0	0	0	0	0

その5 警察職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下	82	166,043										
19	88	172,089										
20	155	178,694										
21	133	190,250										
22	265	196,957										
23	284	203,884										
24	332	209,656			2	233,232						
25	198	213,382	170	224,401								
26	127	214,023	199	230,310	23	246,618						
27	92	219,144	199	235,484	51	253,992						
28	84	221,560	204	239,452	76	260,260	6	274,866				
29	39	225,575	148	239,912	115	262,686	26	281,877				
30	36	228,283	117	243,124	164	267,685	44	286,654			1	307,380
31	14	236,528	52	245,571	163	270,586	46	297,312				
32	2	228,589	34	246,030	181	278,086	84	308,187			1	307,380
33	1	235,073	17	251,822	173	282,754	114	313,497	5	335,029		
34	1	252,038	10	249,876	190	289,031	157	321,785	5	337,985		
35			5	274,319	156	299,400	159	328,796	8	341,063	3	362,783
36			2	286,546	117	303,541	138	334,690	3	347,555	3	371,013
37			2	295,634	85	308,580	153	342,171	11	356,141	6	378,206
38					73	318,376	140	348,011	10	363,781	6	384,816
39			1	315,998	34	323,965	145	357,279	7	369,694	10	394,924
40					41	335,063	139	364,629	10	381,335	13	405,810
41			2	328,439	32	342,649	141	341,741	13	387,836	10	412,109
42			1	340,200	31	348,713	129	376,661	27	391,324	21	410,726
43			2	349,872	33	353,640	162	383,666	40	395,274	30	418,054
44					19	363,948	157	388,072	30	400,775	16	423,452
45			1	360,904	24	363,496	188	394,756	31	407,406	33	429,303
46			4	362,225	26	370,366	191	397,568	33	414,459	38	434,822
47			1	375,095	16	380,028	194	405,214	35	415,183	36	437,765
48			4	374,415	14	380,601	174	406,465	38	419,119	45	435,847
49			1	387,245	19	387,562	169	412,361	26	420,477	43	436,182
50			1	392,883	12	391,109	152	414,679	11	422,202	57	434,904
51	1	358,898	3	398,229	25	398,765	201	419,477	4	430,694	57	439,111
52			2	402,020	27	402,830	161	423,135	6	430,661	49	440,588
53			2	404,936	19	404,440	159	425,505	7	433,165	49	440,416
54			6	403,030	32	406,403	170	430,226	5	434,446	45	446,045
55			2	410,768	20	408,707	173	433,177	5	438,762	58	448,974
56			3	406,945	20	413,154	160	433,012	2	439,393	41	449,062
57	1	401,310			19	419,301	163	439,600	2	444,350	43	456,759
58	1	392,828	1	416,211	26	418,233	181	438,100	5	443,388	55	457,358
59	1	395,655	1	418,932	14	418,440	172	442,652	2	442,746	43	457,532
60歳以上												
計	1,937	202,625	1,197	241,163	2,072	305,283	4,548	389,243	381	402,758	812	437,786

警 察 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円
18歳以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43	1	420,980				
44	3	420,139	2	442,029		
45	6	434,479	5	443,387	1	404,012
46	5	424,259	5	443,995		
47	20	437,989	6	451,438		
48	13	444,506	10	448,259	2	430,520
49	17	449,886	11	448,378	5	465,601
50	17	453,030	11	464,368	4	460,694
51	14	455,567	15	463,805	10	469,206
52	19	457,181	10	470,711	9	464,175
53	17	461,269	6	471,105	12	475,948
54	16	463,945	4	467,912	10	478,431
55	15	466,046	15	475,232	10	474,641
56	20	468,340	8	481,851	11	481,285
57	7	475,383	11	490,036	14	492,068
58	16	474,791	8	486,289	21	486,541
59	17	477,731	7	494,131	17	489,087
60歳以上						
計	223	457,533	134	467,446	126	478,274

その6 大学教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		学長・副学長	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26	1	256,230								
27										
28	6	275,897								
29	9	285,034								
30	3	301,612	1	296,665						
31	6	305,225								
32	10	306,415								
33	16	320,523	2	333,008	4	378,834				
34	2	345,935	1	346,130	4	372,456				
35	8	329,691	3	342,468	7	388,097				
36	9	349,780	4	347,005	6	394,079				
37	5	359,349	2	362,994	5	396,051				
38	1	332,133	2	353,955	10	398,001				
39	8	383,491	4	372,252	12	404,506	1	446,784		
40	1	392,786			12	413,624	1	435,168		
41	1	352,059	2	366,688	9	421,562	1	430,560		
42	2	354,975	2	357,405	15	415,619	1	458,400		
43	1	336,118	1	378,303	9	422,273	1	453,792		
44			1	373,054	9	427,705	2	472,032		
45	2	397,063	1	358,474	11	434,039	4	466,501		
46	4	379,081	1	409,212	5	436,306	7	475,186		
47	2	388,412			10	434,201	5	473,922		
48	2	406,054			5	444,900	9	481,133		
49	1	435,748			3	446,006	11	481,671		
50	1	438,761			7	449,650	7	496,087		
51	3	439,765			4	452,360	9	492,513		
52					7	468,108	12	490,636		
53					2	464,630	8	505,044		
54	1	450,425			5	471,323	16	516,211		
55					5	479,277	12	515,266		
56					2	477,725	16	530,903		
57					1	466,667	14	535,143		
58					1	483,739	16	544,152		
59					2	490,141	13	554,184		
60歳以上					7	493,647	62	562,425	4	944,100
計	105	337,280	27	356,087	179	428,271	228	523,682	4	944,100

その7 高等学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			12	195,269						
23			21	200,966						
24			30	207,064						
25			39	218,043						
26	1	212,648	50	227,558						
27			71	239,205						
28	3	226,785	68	250,049						
29	2	232,600	88	257,168						
30	2	241,542	89	268,799						
31	3	244,977	109	281,113						
32	3	256,349	117	291,019						
33	1	259,524	119	301,490						
34	2	276,923	144	312,979						
35	4	267,835	141	326,402						
36	9	283,069	182	337,451						
37	5	285,963	170	348,036						
38	2	289,559	167	355,883						
39	8	296,303	181	363,428						
40	6	303,362	204	368,171						
41	3	309,258	185	374,512	1	383,926				
42	7	311,540	260	380,860						
43	7	315,512	332	386,578						
44	1	331,744	324	392,198	3	396,504				
45	5	331,083	367	397,926	4	406,236				
46	4	330,797	391	404,626	10	409,592				
47	5	333,416	360	407,791	17	412,901				
48	7	334,938	318	412,721	14	417,211	6	429,056		
49	9	345,903	314	416,386	15	419,603	10	429,686		
50			327	420,958	19	423,533	15	444,486		
51			291	423,999	11	427,409	21	437,445		
52	1	342,825	240	427,385	30	433,102	28	443,496	2	460,647
53	2	338,646	253	430,688	25	436,384	31	449,212	5	461,164
54			288	434,246	15	437,858	30	454,067	9	465,572
55			273	438,688	36	442,255	19	457,627	15	471,128
56			257	442,109	31	446,400	28	462,939	26	478,683
57			229	448,707	30	450,125	24	466,804	36	487,763
58			222	448,514	27	450,730	12	480,520	47	482,408
59			211	451,410	30	453,430	11	488,666	41	490,251
60歳以上										
計	102	301,466	7,444	388,382	318	436,175	235	454,010	181	482,115

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			220	194,859						
23			319	201,006						
24			376	208,209						
25			449	216,544						
26			448	227,023						
27			486	237,896						
28			496	247,959						
29			533	258,086						
30			409	268,477						
31			401	277,632						
32			410	289,774						
33			419	299,954						
34			416	311,984						
35			457	325,143						
36			503	334,932						
37			462	344,658						
38			481	352,304						
39			567	359,881						
40			618	364,245						
41			501	368,258						
42			549	373,614						
43			679	379,927	1	388,097				
44			701	386,155			1	408,192		
45			638	392,774	3	397,506	4	405,360		
46			753	398,175	4	398,209	9	408,811		
47			797	403,676	12	405,363	24	414,236		
48			889	409,581	23	412,516	49	417,281	1	416,044
49			1,015	414,441	20	417,119	64	420,959		
50			962	419,044	30	421,093	113	424,664	2	430,614
51			831	422,659	15	427,110	143	429,152	9	435,523
52			792	425,336	155	427,415	157	434,780	25	435,416
53			817	429,288	147	430,385	170	437,840	65	442,705
54			752	432,495	180	433,050	139	444,626	95	445,831
55			469	435,273	253	436,492	95	451,315	120	450,570
56			413	438,199	192	438,561	66	458,724	167	455,180
57			349	442,646	159	443,199	48	462,418	216	464,232
58			261	441,766	155	442,971	48	463,820	242	466,448
59			240	443,912	91	445,305	44	466,752	226	470,367
60歳以上										
計	0	0	20,878	360,883	1,440	435,181	1,174	438,704	1,168	459,549

その9 任期付研究員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29	1	320,760
30		
31		
32	1	356,724
33		
34	1	320,760
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上		
計	3	332,748

その10 特定任期付職員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	852,000
計	1	852,000

その11 一般任期付職員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35	1	249,416
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	410,122
計	2	329,769

第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布
その1 行 政 職

号給 \ 職務の級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
1					1		1				
2											
3											
4							1		1		
5							1				
6		1					2		1		
7		2									
8		13	6								
9	12	5	14								
10	1	39	47						1		
11	1	4	17								
12	2	14	17								
13	9	25	16								
14		57	41				2				
15	5	20	28						1	1	
16	1	21	26	3					3		
17	5	18	29	1					1		
18	3	52	42	3	3		1		9		
19	1	11	32	7	2		1		2		
20	2	7	32	20					5		
21	3	3	22	24					5		
22	8	6	43	27					2		
23	3	4	36	22							
24	3	3	46	42	1						
25	6	1	32	69	1		1		1		
26	7	2	38	40	4						
27	4	2	47	32	3			2			
28	1	2	31	61							
29	45		48	20	1			1			
30	13		46	72			1	3			
31	10		32	54	4			7			
32	12		39	52	1		6	1	1		
33	61	1	36	53	1		7	2			
34	29		33	36	5		11	11			
35	16		31	74	4		10	9			
36	17		36	68	3	1	17	5	1		
37	59		62	50	7	1	7	4			
38	9		58	33	4		17	9			
39	31		40	81	4	1	15	4			
40	18		43	59	6	1	22	2	1		
41	27	1	33	19	3		16	9			
42	14		32	59	13	1	21	3			
43	11		31	60	14	1	29	6			
44	6		28	87	10	3	12	3			
45	9		24	94	5	3	29	6			
46	1		12	61	19	2	19	4			
47	2		22	55	27	4	10	1			
48	1		24	78	17	7	14	2			
49	4		12	12	18	7	11	20			
50	6		11	72	20	5	12				
51	4		7	63	27	15	12				
52	2		7	75	21	17	7				
53	2		5	83	18	20	11				
54	1		5	88	22	18	3				
55	2		1	88	20	29	7				
56	2		2	79	16	25	10				
57	3		1	67	23	28	7				
58			2	71	21	34	5				
59				72	12	32	1				
60	1			70	13	29	2				
61			1	70	16	18	7				
62			1	67	23	22	4				
63			3	40	32	25	3				
64	1		5	38	39	16	1				
65			4	31	63	14	25				

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
66			10	42	28	14					
67				47	48	15					
68			4	32	181	15					
69			5	40	90	14					
70			3	35	31	17					
71			2	34	31	18					
72			5	25	86	24					
73			4	24	45	56					
74			2	12	31	23					
75				11	31	48					
76			4	8	26	39					
77			2	2	15	32					
78			2	3	17	26					
79				3	13	23					
80				2	18	13					
81				1	25	89					
82			1	3	13						
83			2	3	13						
84				5	12						
85			2	17	10						
86				16	7						
87				27	13						
88				36	12						
89				1,078	12						
90					12						
91			1		7						
92					12						
93					359						
94											
95											
96											
97											
98			1								
99			2								
100											
101			1								
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108			1								
109											
110											
111			2								
112			1								
113			49								
計	496	314	1,525	4,108	1,765	845	401	114	35	1	9,604
構成比	5.1%	3.3%	15.9%	42.8%	18.4%	8.8%	4.2%	1.2%	0.3%	0.0%	100.0%

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

なお、この表に示す人員の他、行政職給料表が適用される一般任期付職員が4級23号給に1名いる。

その 2 研 究 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		1				
17		1				
18						
19			3		1	
20		1	1		1	
21		1	1		5	
22			1		1	
23		1	3		1	
24			1		3	
25					1	
26		1			2	
27					3	
28		1	3			
29		4	2		3	
30					1	
31		1	1		1	
32		1	5		2	
33		3	1		4	
34		1	6	1	2	
35		1			1	
36		1	5	1		
37			3	3	1	
38			5	1	2	
39		1	7	5	1	
40			1	1	2	
41		1	2	1		
42			1	2		
43		1	3	1	1	
44			3	6	3	
45		1		4	40	
46		2	2	4		
47			2	1		
48		1		2		
49		2	1			
50		1	1	1		
51		3	3			
52			4	1		
53			1	2		
54			3	1		
55			2			
56			3			
57			3			
58			3			
59			1	2		
60			1			
61			1			
62						
63		1	2	1		
64			1			
65			1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66			1			
67						
68				1		
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75				1		
76						
77				4		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	0	33	94	47	82	256
構成比	0.0%	12.9%	36.7%	18.4%	32.0%	100.0%

その3 医師・歯科医師職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	3				
9					
10					
11					
12	3				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26				1	
27	1				
28				1	
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36			1	1	
37		1		1	
38					
39		1			
40		1	1	1	
41					
42					
43			1	1	
44			2		
45					
46					
47		1			
48				1	
49			1		
50				1	
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57				2	
58					
59				1	
60			1		
61				1	
62					
63					
64		1			
65					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
66					
67					
68					
69					
70					
71				1	
72					
73				5	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	7	5	8	18	38
構成比	18.4%	13.2%	21.0%	47.4%	100.0%

その4 看 護 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62				1				
63								
64								
65								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
66								
67								
68								
69								
70			1					
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77				1				
78								
79			1					
80				1				
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112				1				
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
計	0	0	2	4	0	0	0	6
構成比	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

その5 警 察 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
1									1	
2										
3									1	
4						2				
5										
6										
7										
8	82			1						
9	3									
10	14									
11	8									
12	76									
13	11									
14	53									
15	9									
16	97									
17	14									
18	18									
19	17				1					
20	43		1							
21	11			1						
22	81		3	1		1				
23	19			1	1					
24	196		1	2		1				
25	42			4	5					
26	105		1	7	1					
27	31		3	13	6					
28	182	26	9	5		1				
29	40	33	5	7	5	5				
30	105	144	11	16	1	1		1		
31	52	58	9	12	1					
32	198	57	16	10	1	1			2	
33	72	34	6	13	1	1			2	
34	81	43	23	12	5	1			7	
35	34	50	17	5	2	1			2	
36	44	104	63	13	2	1			1	
37	36	51	61	10	2	2		1	4	
38	34	58	64	10	4	2	1		8	
39	13	54	41	22	2	1		1	5	
40	23	94	60	19				2	3	
41	18	48	47	18	3	1		3	2	
42	11	56	53	15	2	5	3	3	1	
43	11	38	40	30	4	2	1	1	3	
44	10	77	34	19	1	4	3	6	6	
45	6	43	54	32	1	1		2	12	
46	6	40	48	20	2	5		2	4	
47	3	25	47	51	4	2	2	2	12	
48	5	2	39	19	2	3	3	4	6	
49	2	2	54	43	6	3	1	8	44	
50	9	2	32	19	2	6	5	3		
51	3		44	43	3	4	2	2		
52	3	3	36	30	6	6	3	2		
53		1	31	55	8	5	6	7		
54		5	24	32	9	6	6	8		
55			55	60	10	6	6	3		
56	1	1	38	21	6	4	5	3		
57	1	2	54	45	8	6	2	8		
58			28	27	8	22	4	3		
59		1	54	49	12	17	6			
60			28	27	6	24	6	5		
61		1	47	55	12	25	6	2		
62		1	20	26	5	32	10	2		
63		1	33	49	14	26	9			
64			31	23	10	19	7	3		
65			26	51	4	20	4	2		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
66		1	17	13	10	33	7	4		
67			24	50	9	36	6	2		
68			19	17	13	22	2	7		
69			19	45	15	18	6	32		
70			13	5	12	33	4			
71			28	44	11	24	4			
72			14	16	16	17	3			
73			15	44	16	21	5			
74		1	15	23	15	21	5			
75			16	42	14	15	2			
76			4	19	15	18	4			
77			12	61	9	13	3			
78			11	22	3	19	9			
79			11	38	1	10	4			
80		1	4	26	4	19	10			
81			8	62	3	9	1			
82		1	7	35	2	10	4			
83			9	51	2	17	4			
84			4	31	4	15	8			
85			6	45	3	124	31			
86			3	30	1	6				
87		1	6	46		8				
88			9	33		1				
89			11	37	2	4				
90			8	47	3	2				
91		1	16	55	1	3				
92			5	54	2	2				
93			9	61	1					
94			10	59	2	1				
95			7	81						
96			4	62	2	4				
97			11	62		2				
98		1	5	57	1					
99			3	59	1	2				
100			2	51		1				
101			8	65		7				
102		1	4	60						
103			6	48						
104			8	57						
105			5	53						
106		2	6	55						
107			8	47						
108			4	55						
109			5	39						
110		1	8	61						
111			8	45						
112		1	7	39						
113			4	56						
114			2	45						
115		2	3	41						
116		1	7	44						
117			4	45						
118			3	52						
119			5	41						
120	1	1	2	50						
121		2	3	37						
122			6	50						
123			3	40						
124			6	43						
125		2	6	31						
126			1	44						
127			4	40						
128			4	52						
129		1	2	19						
130		1	4	46						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
131			6	27						
132			5	65						
133	3	1	5	34						
134			3	49						
135			4	62						
136			8	87						
137			8	298						
138		1	7							
139		1	8							
140			5							
141			5							
142		1	3							
143		2	6							
144			10							
145		1	2							
146			8							
147		1	9							
148		1	6							
149		1	6							
150			8							
151		1	6							
152		2	5							
153		2	22							
154			3							
155			3							
156			2							
157		1	7							
158		1								
159										
160										
161										
162		1								
163		1								
164										
165		1								
計	1,937	1,197	2,072	4,548	381	812	223	134	126	11,430
構成比	16.9%	10.5%	18.1%	39.8%	3.3%	7.1%	2.0%	1.2%	1.1%	100.0%

その6 大学教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3					1	
4						
5					2	
6						
7					1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14		1				
15			1			
16				1	1	
17			1	1		
18			1			
19				1		
20			2			
21						
22			1			
23			1	1		
24	3	1	1	1		
25			1	1		
26			2			
27				2		
28	1	2	1	2		
29	1	2		1		
30		1		1		
31	2		3	1		
32	3			2		
33	1			5		
34	2		4	4		
35	1	4	3	6		
36	2		2	5		
37		1		5		
38	2	1	3	3		
39		1	1			
40	2		2	4		
41		2	5	7		
42	2	1	10	3		
43	2		3	2		
44	1	1	6	10		
45			2	5		
46	5		3	1		
47	1	2	1	1		
48	4	1	4	8		
49	1	1	7	2		
50	1		4	2		
51	1	1	6	3		
52	3	1	4	4		
53	3		2	5		
54	2		4	1		
55	3		5	4		
56	2	1	7	5		
57			4	6		
58			6	5		
59	1		2	1		
60			3	4		
61			4	2		
62			2	3		
63			2			
64		1	1	7		
65			1	4		
66	1		2	5		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
67			2	2		
68			1	7		
69				1		
70	1		3	1		
71	3		1	2		
72			1	3		
73	1		4	2		
74			1	5		
75	1		2	1		
76		1	1	3		
77			2			
78				1		
79	5		1	3		
80			1	3		
81				1		
82				7		
83			1	1		
84				3		
85				2		
86	1			10		
87	2		4	1		
88						
89				23		
90			1			
91	2		1			
92						
93			1			
94			2			
95	1		1			
96	2		2			
97						
98	2		1			
99			1			
100	1		3			
101						
102	2		2			
103						
104				2		
105			1			
106	1					
107						
108			1			
109	1		5			
110						
111						
112						
113						
114						
115	3					
116						
117						
118	1					
119	2					
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126	1					
127						
128						
129	19					
計	105	27	179	228	4	543
構成比	19.3%	5.0%	33.0%	42.0%	0.7%	100.0%

その7 高等学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17		11				
18						
19		4				
20		1				
21		20				
22						
23		5				
24		5				
25		20				
26		1				
27		6				
28		2			1	
29		14				
30		9			1	
31		13			1	
32		11			1	
33		20			1	
34		11				
35		13			3	
36		17			2	
37		20			4	
38	1	12			6	
39		18			5	
40		18			4	
41		26			6	
42		9			6	
43		26			6	
44		19			14	
45		28			12	
46	3	19			8	
47		18			11	
48		15			15	
49	1	30			10	
50		15			2	
51	1	24			5	
52		28			3	
53		26		1	4	
54	1	28			7	
55	1	31		1	8	
56		19		7	6	
57	2	34		2	29	
58		15		2		
59		26	1			
60		24		3		
61	1	30		7		
62		29		17		
63	2	28		16		
64		15		10		
65		39		9		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66	2	18		10		
67	1	53	2	6		
68		11		10		
69		18	2	12		
70		27		11		
71		27		13		
72		18		12		
73	2	30	1	13		
74		31	2	4		
75		31	3	1		
76		21	6	6		
77	1	32	2	2		
78	2	21	4	8		
79		35	2	4		
80		46	5	4		
81		32	7			
82	1	43	8	6		
83	3	65	5	3		
84		25	7	3		
85	1	44	6	4		
86	4	31	5	5		
87	3	48	8	2		
88		26	7	5		
89	1	72	8	5		
90	1	34	17	3		
91	3	45	14	1		
92		19	11	2		
93		53	7	5		
94	1	32	5			
95	3	84	5			
96		33	8			
97		67	7			
98	2	33	3			
99		89	5			
100		22	3			
101	1	72	6			
102	2	41	9			
103	2	72	3			
104		62	1			
105		68	6			
106	1	65	5			
107	4	88	8			
108	1	122	9			
109	1	60	15			
110	3	102	18			
111	1	102	7			
112		55	12			
113	1	64	8			
114	1	63	6			
115	1	129	27			
116		94				
117	1	105	2			
118	2	128				
119	2	187				
120		153				
121	1	203				
122	1	97				
123		54				
124		94				
125	2	85				
126	2	80				
127	1	91				
128		72				
129	1	70				
130	2	96				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		83				
132		65				
133		67				
134		64				
135	3	82				
136		96				
137	2	101				
138		94				
139	1	70				
140		62				
141	3	64				
142	2	58				
143		75				
144	1	44				
145		50				
146	1	48				
147		42				
148		49				
149	2	44				
150	3	44				
151	2	42				
152		39				
153		41				
154		46				
155		63				
156		35				
157		54				
158		37				
159		35				
160		37				
161		56				
162		58				
163		62				
164		74				
165		32				
166		66				
167		45				
168		85				
169	4	292				
計	102	7,444	318	235	181	8,280
構成比	1.2%	89.9%	3.9%	2.8%	2.2%	100.0%

なお、この表に示す人員の他、高等学校教育職給料表が適用される一般任期付職員が5級7号給に1名いる。

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		1				
11		1				
12						
13		2				
14		1				
15		1				
16		1				
17		209				
18						
19		60				
20		19				1
21		247				
22		7				
23		97				
24		38				1
25		251				
26		25				1
27		109				4
28		49				4
29		155				7
30		119				13
31		79				24
32		111				15
33		152				31
34		93				24
35		105				32
36		184				28
37		99				45
38		112				48
39		81				44
40		150				50
41		107				60
42		81				34
43		170				61
44		112				26
45		166				22
46		85				23
47		132				27
48		100				26
49		163				42
50		98				33
51		103				39
52		73				29
53		125				58
54		48				16
55		118				31
56		116				43
57		95				226
58		101				
59		90				
60		59				
61		84		1		
62		95		2		
63		87				
64		54				
65		94				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		63		2		
67		143				
68		56		1		
69		71	1	3		
70		81		7		
71		82		6		
72		24	1	5		
73		93		7		
74		57		15		
75		88		11		
76		33	4	15		
77		121	2	8		
78		62	1	13		
79		112	5	23		
80		28	1	25		
81		90	3	25		
82		160	5	12		
83		162	1	29		
84		30	2	30		
85		96	4	40		
86		100	9	55		
87		98	2	48		
88		40	6	42		
89		189	5	42		
90		142	12	64		
91		100	9	51		
92		26	14	33		
93		141	5	26		
94		104	11	31		
95		188	20	26		
96		32	15	29		
97		213	18	31		
98		157	18	25		
99		160	29	23		
100		38	10	22		
101		363	22	23		
102		134	38	24		
103		170	38	32		
104		118	6	23		
105		172	34	20		
106		150	21	19		
107		189	38	20		
108		136	41	20		
109		96	27	18		
110		204	46	9		
111		185	42	20		
112		66	44	7		
113		98	34	111		
114		169	64			
115		215	30			
116		49	59			
117		201	59			
118		170	71			
119		183	83			
120		54	64			
121		295	340			
122		250	6			
123		304	9			
124		40	2			
125		299	9			
126		248				
127		121				
128		36				
129		155				
130		242				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		215				
132		57				
133		158				
134		231				
135		175				
136		196				
137		97				
138		252				
139		250				
140		132				
141		142				
142		235				
143		233				
144		147				
145		200				
146		260				
147		219				
148		70				
149		194				
150		203				
151		186				
152		53				
153		173				
154		176				
155		158				
156		76				
157		140				
158		88				
159		142				
160		57				
161		161				
162		51				
163		104				
164		134				
165		99				
166		120				
167		128				
168		156				
169		68				
170		155				
171		90				
172		119				
173		972				
計	0	20,878	1,440	1,174	1,168	24,660
構成比	0.0%	84.7%	5.8%	4.8%	4.7%	100.0%

その9 任期付研究員

号給	区分	人員	構成比
1		2	66.7%
2		1	33.3%
3			
計		3	100.0%

その10 特定任期付職員

号給	区分	人員	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7		1	100.0%
計		1	100.0%

第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額

区 分		受 給 者 数	総 職 員 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合	受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
		人	%	円
扶 養 手 当		28,200	51.4	20,946
地 域 手 当		54,823	100.0	24,432
住 居 手 当	借 家 等 居 住 者	6,820	12.4	26,851
	自 宅 居 住 者	24,342	44.4	3,500
	計	31,162	56.8	8,610
通 勤 手 当	交通機関等のみ利用者	17,578	32.1	16,633
	交通用具のみ使用者	31,136	56.8	8,888
	交通機関等併用者 交通用具	1,716	3.1	25,276
	計	50,430	92.0	12,145
管 理 職 手 当		4,312	7.9	53,731

(注) 交通用具とは、自動車、自転車等をいう。以下第11表及び第12表において同じ。

第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数

区 分 給料表	扶 養 手 当 受 給 者	扶 養 親 族 数				
		配 偶 者 (13,000円)	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人 (11,000円)	配偶者以外の 扶養親族 (6,500円)	計	うち 特定期間 にある子 (5,000円)
行 政 職	5,338	3,541	252	7,656	11,449	2,616
研 究 職	187	136	7	246	389	72
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	20	15	1	27	43	10
看 護 職	3	0	0	4	4	3
警 察 職	7,182	5,994	98	10,053	16,145	3,376
大 学 教 育 職	341	278	9	394	681	127
高 等 学 校 教 育 職	4,735	2,854	218	7,133	10,205	2,845
中 ・ 小 学 校 教 育 職	10,393	4,993	534	15,899	21,426	6,483
一 般 任 期 付 職 員	1	1	0	0	0	0
計	28,200	17,812	1,119	41,412	60,342	15,532
19 年	28,971	18,391	1,126	42,846 ()	62,363	15,930

(注) 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

平成19年度は、配偶者以外の職員の扶養親族のうち2人目以降(6,000円)を区分していたため、合計にはその人員数(33,483人)を含んでいる。

第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布

給料表	区分	地域手当 受給者	内 訳					
			1級地		2級地		3級地	
			人員	割合	人員	割合	人員	割合
行政職		9,604	6,191	64.5%	623	6.5%	2,790	29.0%
研究職		256	141	55.1%	7	2.7%	108	42.2%
看護職		6	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%
警察職		11,430	9,118	79.8%	746	6.5%	1,566	13.7%
大学教育職		543	198	36.5%	203	37.4%	142	26.1%
高等学校教育職		8,280	4,024	48.6%	875	10.6%	3,381	40.8%
中・小学校教育職		24,660	12,809	51.9%	2,503	10.2%	9,348	37.9%
任期付研究員		3	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%
一般任期付職員		2	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%
計		54,784	32,488	59.3%	4,958	9.1%	17,338	31.6%
19年		55,465	32,779	59.1%	4,510	8.1%	18,176	32.8%

(注) 医師・歯科医師職については、平成20年度は地域手当率を一律13%としているため、本表の合計には含んでいない。
 (医師・歯科医師等の人員数) 医師・歯科医師職 38名、特定任期付職員 1名

第10表 職員の住居手当受給者(借家等居住者)の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者(自宅居住者)の給料表別人員

給料表	区分	住居手当 受給者	借 家 等 居 住 者				自 宅 居 住 者	
			家賃等の月額 12,001円～ 23,000円	家賃等の月額 23,001円～ 57,000円	家賃等の月額 57,001円 以上	計		
			人員	人員	人員	人員		
行政職		5,732	5	320	858	1,183	26,720	4,549
研究職		191	0	10	26	36	26,731	155
医師・歯科医師職		24	0	0	9	9	28,000	15
看護職		3	0	1	1	2	28,000	1
警察職		6,980	0	341	923	1,264	26,885	5,716
大学教育職		388	0	33	109	142	27,028	246
高等学校教育職		5,260	3	273	697	973	26,959	4,287
中・小学校教育職		12,584	8	946	2,257	3,211	26,843	9,373
一般任期付職員		0	0	0	0	0	0	0
計		31,162	(0.2) 16	(28.4) 1,924	(100.0) 4,880	6,820	26,851	24,342
19年		31,204	(0.3) 18	(29.0) 1,791	(100.0) 4,439	6,248	26,769	24,956

(注) ()内の数字は、住居手当受給者(借家等居住者)合計に対する家賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額

区分 給料表	運賃等負担額				平均運賃等 負担額
	55,000円以下	55,001円以上 63,000円以下	63,001円以上	計	
行政職	5,394	80	109	5,583	18,364
研究職	140	2	0	142	20,647
医師・歯科医師職	24	0	1	25	20,001
看護職	5	0	0	5	15,732
警察職	7,777	24	18	7,819	16,947
大学教育職	201	5	8	214	26,291
高等学校教育職	1,566	3	13	1,582	17,908
中・小学校教育職	3,919	0	2	3,921	10,176
任期付研究員	1	0	0	1	42,016
特定任期付職員	0	0	0	0	0
一般任期付職員	2	0	0	2	15,300
計	(98.6) 19,029	(99.2) 114	(100.0) 151	19,294	17,127
19年	(98.7) 18,935	(99.1) 82	(100.0) 174	19,191	17,190

(注) 1 人員には交通機関等と交通用具の併用者(1,716人)を含む。

2 ()内の数字は、通勤手当受給者(交通機関等利用者)合計に対する運賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布

区分 給料表	自 転 車 等								自 動 車 等										
	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上	計	6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満
行政職	228	33	3	0	0	0	0	264	650	524	416	345	291	267	232	189	130	101	76
研究職	5	2	0	0	0	0	0	7	19	11	7	4	19	14	7	5	4	5	3
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
看護職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
警察職	414	100	4	0	0	0	0	518	319	213	213	221	262	247	226	205	147	120	67
大学教育職	6	2	0	0	0	0	0	8	74	37	16	19	6	7	13	19	11	1	1
高等学校 教育職	148	50	6	1	0	0	0	205	1,175	1,136	912	778	605	430	351	277	158	112	71
中・小学校 教育職	851	131	4	2	0	0	0	988	5,587	4,555	2,932	1,996	1,286	748	461	288	160	124	58
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
特定任期 付職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期 付職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,653	318	17	3	0	0	0	1,991	7,826	6,477	4,496	3,364	2,469	1,714	1,291	985	610	463	276
19年	1,510	255	17	5	0	0	1	1,788	7,326	5,979	4,384	3,376	2,409	1,740	1,230	992	645	463	301

区分 給料表	自 動 車 等																	計	合計
	46km 以上 50km 未満	50km 以上 54km 未満	54km 以上 58km 未満	58km 以上 62km 未満	62km 以上 66km 未満	66km 以上 70km 未満	70km 以上 74km 未満	74km 以上 78km 未満	78km 以上 82km 未満	82km 以上 86km 未満	86km 以上 90km 未満	90km 以上 94km 未満	94km 以上 98km 未満	98km 以上 102km 未満	102km 以上 106km 未満	106km 以上 110km 未満	110km 以上		
行政職	65	65	36	19	20	15	15	8	6	10	3	3	3	4	2	1	32	3,528	3,792
研究職	5	1	1	3	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	116	123
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
看護職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
警察職	74	72	49	30	16	16	18	7	7	5	0	3	3	0	0	1	1	2,542	3,060
大学教育職	1	3	2	2	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	2	0	1	220	228
高等学校 教育職	48	35	25	15	6	3	5	0	1	1	3	2	0	0	0	0	0	6,149	6,354
中・小学校 教育職	36	27	14	8	5	3	2	3	3	0	1	0	0	0	1	0	0	18,298	19,286
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
特定任期 付職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期 付職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	229	203	127	77	47	38	45	20	17	16	7	10	6	4	7	2	35	30,861	32,852
19年	250	199	129	77	51	40	39	24	16	8	7	7	6	3	10	5	20	29,736	31,524

(注) 人員には、交通機関等と交通用具の併用者(1,716人)を含む。

第2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業・小売業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された1,920事業所
- (2) 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

3 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記2の(1)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、420事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 集 計

- (1) 調査実人員 初任給関係1,598人（行政職に相当する調査実人員1,508人）、初任給関係以外の調査職種16,242人（行政職に相当する調査実人員13,667人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は116,348人であり、行政職に相当するものは86,731人である。）
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

1 職種別民間給与実態調査結果

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 368	事業所 147	事業所 139	事業所 82
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	29	7	13	9
製 造 業	183	68	64	51
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	69	35	20	14
卸 売 業 、 小 売 業	32	15	13	4
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	19	14	4	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	36	8	25	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が52あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

(以下、各表において同じ。)

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	194,220	194,843	193,113	188,530
		短 大 卒	170,026	173,311	168,710	157,890
		高 校 卒	159,180	162,006	149,522	144,353
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	204,915	208,112	198,827	196,164
		短 大 卒	177,597	179,388	179,971	171,367
		高 校 卒	160,176	159,729	160,960	160,914
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	198,077	199,098	196,202	189,846
		短 大 卒	175,088	176,819	176,400	169,070
		高 校 卒	159,699	160,938	156,693	157,092
そ の 他	新 卒 船 員	海上技術学校卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	-	-	-	-
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	-	-	-	-
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	218,365	224,759	212,474	-
		短 大 卒	-	-	-	-
	新 卒 研 究 補 助 員	高 校 卒	160,000	160,000	-	-
		大 学 卒	516,780	511,060	522,500	-
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	217,593	197,780	227,500	-
	準 新 卒 薬 剤 師	短 大 卒	-	-	-	-
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	-	-	-	-
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	223,412	231,169	206,228	-
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	-	-	-	-	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成19年度中に資格免許を取得し、平成20年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成17年3月大学卒業後、平成17年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成20年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 印のあるものは、調査実人員が10名以下であることを示す。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平均給与月額			備 考	対 応 級	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
支店(支社)長	40	49.5	749,984	1,413	748,571	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2 500人以上、 本表3 100人以上 500人未満、本表4 100人未満の対応級 欄参照	
大卒	24	50.7	761,610	2,183	759,427			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	16	47.6	731,477	186	731,291			
中卒	-	-	-	-	-			
工場長	41	53.2	708,090	1,644	706,446			構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大卒	31	52.5	740,830	1,286	739,544			
短大卒	1	56.0	582,520	0	582,520			
高校卒	8	55.0	622,061	3,267	618,794			
中卒	1	56.0	588,000	0	588,000			
事務部長	483	51.9	654,545	441	654,103			2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大卒	385	51.6	668,141	543	667,598			
短大卒	20	54.1	657,673	0	657,673			
高校卒	75	52.8	576,743	3	576,740			
中卒	3	51.9	680,339	0	680,339			
技術部長	403	52.0	645,752	542	645,210	同上		
大卒	292	51.5	659,202	201	659,002			
短大卒	38	52.6	640,302	0	640,302			
高校卒	72	53.8	597,383	2,138	595,245			
中卒	1	52.0	547,350	0	547,350			
事務部次長	172	48.9	576,772	1,375	575,397	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職		
大卒	120	48.3	590,615	1,970	588,645			
短大卒	10	50.1	587,868	0	587,868			
高校卒	42	50.4	535,288	0	535,288			
中卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	96	49.8	573,131	3,942	569,189	同上		
大卒	56	47.6	580,964	677	580,287			
短大卒	12	49.7	537,695	1,286	536,409			
高校卒	25	54.3	563,629	5,928	557,700			
中卒	3	58.4	659,976	84,793	575,183			
事務課長	956	46.8	554,916	4,487	550,429	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大卒	731	46.3	562,768	3,715	559,054			
短大卒	69	46.9	530,286	9,734	520,552			
高校卒	143	49.5	516,322	6,080	510,243			
中卒	13	45.3	601,822	9,253	592,569			
技術課長	937	46.3	544,375	6,671	537,703	同上		
大卒	609	45.1	562,285	6,536	555,749			
短大卒	81	46.8	534,256	4,584	529,672			
高校卒	231	49.1	497,342	7,832	489,510			
中卒	16	53.6	513,695	6,938	506,757			
事務課長代理	288	43.9	487,270	30,718	456,552	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職		
大卒	186	42.0	500,598	29,740	470,858			
短大卒	32	44.5	447,254	21,661	425,593			
高校卒	65	48.5	461,349	35,925	425,424			
中卒	5	56.1	515,079	49,675	465,404			
技術課長代理	264	45.8	497,636	7,300	490,336	同上		
大卒	140	40.3	476,800	3,418	473,382			
短大卒	14	55.0	518,326	1,122	517,204			
高校卒	105	53.1	528,188	14,324	513,864			
中卒	5	56.1	525,781	11,718	514,063			
事務係長	727	42.0	441,660	47,133	394,527	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職		
大卒	416	40.9	464,997	45,498	419,499			
短大卒	98	41.3	403,983	38,279	365,704			
高校卒	207	44.4	410,525	53,975	356,550			
中卒	6	52.3	505,318	72,027	433,291			
技術係長	684	42.7	467,124	67,716	399,407	同上		
大卒	372	40.4	470,402	68,421	401,981			
短大卒	85	42.9	458,663	55,828	402,835			
高校卒	219	46.3	465,979	71,378	394,601			
中卒	8	50.5	436,967	71,222	365,745			
事務主任	478	40.2	380,075	54,539	325,536			
大卒	219	38.4	393,163	56,068	337,095			
短大卒	89	40.8	357,616	42,786	314,830			
高校卒	168	41.8	375,116	59,053	316,064			
中卒	2	52.5	469,125	2,379	466,746			
技術主任	445	39.9	426,082	66,233	359,850			
大卒	197	37.7	431,365	59,873	371,492			
短大卒	59	37.5	395,328	67,428	327,900			
高校卒	178	42.4	427,703	71,633	356,070			
中卒	11	48.0	474,900	77,344	397,556			
事務係員	4,493	36.2	339,428	39,548	299,880			
大卒	2,288	34.3	355,959	44,900	311,060			
短大卒	887	35.6	299,245	27,388	271,858			
高校卒	1,258	39.6	330,640	36,509	294,131			
中卒	60	50.3	385,488	47,136	338,352			
技術係員	3,269	35.1	378,644	71,807	306,837			
大卒	1,646	32.5	384,799	80,774	304,025			
短大卒	447	34.4	353,097	59,276	293,821			
高校卒	1,111	37.9	375,650	62,823	312,827			
中卒	65	53.0	408,125	63,621	344,504			

2 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	37	49.6	767,838	1,538	766,300	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職10級、特10級
	大学卒	22	50.9	784,555	2,435	782,120		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	15	47.7	742,800	195	742,605		
	中卒	-	-	-	-	-		
	工場長	27	52.7	734,448	1,486	732,963	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	24	52.4	742,340	1,679	740,661		
	短大卒	1	56.0	582,520	0	582,520		
	高校卒	2	54.0	716,453	0	716,453		
	中卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	274	51.7	692,835	660	692,175	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	230	51.5	699,911	774	699,137		
	短大卒	11	55.3	660,969	0	660,969		
	高校卒	31	52.9	642,652	0	642,652		
	中卒	2	49.5	735,430	0	735,430		
	技術部長	240	51.8	700,454	267	700,186	同上	同上
	大学卒	180	51.0	710,100	301	709,799		
	短大卒	26	52.1	689,995	0	689,995		
	高校卒	34	55.2	661,035	280	660,756		
	中卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	77	48.0	627,776	2,673	625,103	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	56	47.5	635,441	3,760	631,681		
	短大卒	3	55.5	687,886	0	687,886		
	高校卒	18	48.0	595,844	0	595,844		
中卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	44	49.6	637,773	931	636,842	同上	同上	
大学卒	32	48.6	625,693	779	624,913			
短大卒	4	49.3	624,562	0	624,562			
高校卒	7	54.0	685,465	2,327	683,139			
中卒	1	58.0	830,000	0	830,000			
事務課長	641	46.8	582,197	3,961	578,236	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職8級、9級	
大学卒	500	46.3	589,155	3,339	585,816			
短大卒	52	47.8	555,162	10,253	544,909			
高校卒	77	49.9	544,701	3,779	540,923			
中卒	12	45.4	602,775	10,121	592,653			
技術課長	592	45.9	577,801	5,768	572,033	同上	同上	
大学卒	421	44.4	588,398	5,463	582,935			
短大卒	51	46.8	559,750	1,680	558,070			
高校卒	109	50.9	541,740	9,017	532,723			
中卒	11	55.6	555,886	7,612	548,274			
事務課長代理	186	43.0	513,958	36,020	477,937	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職6級、7級	
大学卒	139	40.7	512,996	35,084	477,912			
短大卒	7	45.3	550,738	4,875	545,862			
高校卒	35	50.7	510,739	44,083	466,656			
中卒	5	56.1	515,079	49,675	465,404			
技術課長代理	218	45.5	501,492	4,417	497,075	同上	同上	
大学卒	122	39.8	477,003	3,319	473,684			
短大卒	11	55.3	534,944	424	534,521			
高校卒	82	53.8	538,417	7,142	531,274			
中卒	3	58.3	559,734	0	559,734			
事務係長	398	43.0	482,326	47,463	434,863	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	行政職4級、5級	
大学卒	253	41.3	496,415	42,624	453,791			
短大卒	44	43.6	461,436	39,467	421,970			
高校卒	98	47.0	452,799	63,937	388,862			
中卒	3	54.6	529,322	55,308	474,014			
技術係長	379	43.5	498,951	70,411	428,540	同上	同上	
大学卒	222	40.4	495,247	70,548	424,699			
短大卒	48	45.0	487,175	58,090	429,085			
高校卒	107	49.6	515,361	77,471	437,889			
中卒	2	46.8	429,896	35,403	394,493			
事務主任	216	40.7	414,035	61,130	352,905	行政職3級(一部は 4級、5級)		
大学卒	104	37.4	434,146	68,872	365,274			
短大卒	47	42.8	382,255	45,165	337,090			
高校卒	64	43.4	405,621	61,747	343,873			
中卒	1	57.0	499,229	0	499,229			
技術主任	232	41.8	497,923	83,750	414,173	同上	同上	
大学卒	102	39.0	520,309	74,183	446,126			
短大卒	21	39.2	439,471	77,786	361,685			
高校卒	101	44.2	490,226	93,545	396,680			
中卒	8	49.8	510,510	83,553	426,957			
事務係員	2,330	36.9	365,798	45,340	320,458	行政職2級		
大学卒	1,301	34.7	373,276	49,481	323,796			
短大卒	386	37.4	326,544	30,425	296,120			
高校卒	607	41.0	370,953	44,851	326,102			
中卒	36	53.8	402,773	47,080	355,693			
技術係員	2,043	35.6	394,709	78,077	316,632	同上		
大学卒	1,015	32.6	399,563	89,403	310,159			
短大卒	226	35.9	378,264	65,840	312,424			
高校卒	754	38.6	390,360	65,538	324,822			
中卒	48	53.4	416,613	67,069	349,543			

4 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
支店(支社)長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
大短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	-	-	-	-	-		
工場長	3	57.0	564,300	0	564,300	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	2	57.5	552,450	0	552,450		
短大学卒	1	56.0	588,000	0	588,000		
事務部長	27	53.0	531,869	0	531,869	2課以上又は構成員20人以上の部の長	同上
大短大学卒	17	52.4	516,324	0	516,324	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	9	53.8	562,682	0	562,682		
短大学卒	1	58.0	537,180	0	537,180		
技術部長	35	52.7	492,522	1,181	491,341	同上	同上
大短大学卒	19	52.0	512,503	137	512,366		
短大学卒	3	51.7	518,311	0	518,311		
短大学卒	13	53.8	458,867	2,907	455,960		
事務部次長	9	52.8	503,412	0	503,412	前記部長に事故等のあるときの職務代行者	同上
大短大学卒	5	51.3	519,716	0	519,716	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	4	55.0	478,358	0	478,358		
技術部次長	5	53.3	548,148	35,795	512,353	同上	同上
大短大学卒	4	52.2	521,716	0	521,716		
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	46	47.2	444,120	7,686	436,434	2課以上又は構成員10人以上の課の長	行政職6級
大短大学卒	28	46.6	450,533	11,864	438,668	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
短大学卒	3	47.8	470,108	2,826	467,281		
短大学卒	15	48.2	427,137	701	426,436		
短大学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	44	45.7	434,019	19,233	414,787	同上	同上
大短大学卒	17	44.0	443,539	22,208	421,331		
短大学卒	4	46.2	446,815	32,722	414,093		
短大学卒	23	46.9	425,046	14,834	410,211		
短大学卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	9	43.5	357,585	10,482	347,103	前記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職5級
大短大学卒	1	37.0	409,269	43,736	365,533	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
短大学卒	3	37.0	355,274	0	355,274	課長に直属し部下4人以上を有する者	
短大学卒	5	47.6	350,731	10,205	340,526	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
短大学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	8	49.8	418,179	15,836	402,343	同上	同上
大短大学卒	2	48.0	464,245	1,440	462,805		
短大学卒	-	-	-	-	-		
短大学卒	4	51.0	395,810	6,298	389,513		
短大学卒	2	49.0	416,852	49,310	367,542		
事務係長	88	40.7	374,004	42,917	331,087	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職4級
大短大学卒	34	39.6	378,261	40,506	337,755	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	
短大学卒	20	39.2	361,302	33,286	328,015		
短大学卒	31	42.0	368,332	47,106	321,226		
短大学卒	3	49.5	477,168	91,632	385,536		
技術係長	69	41.8	393,073	57,279	335,794	同上	同上
大短大学卒	24	43.5	409,180	39,093	370,087		
短大学卒	12	37.2	389,011	65,190	323,821		
短大学卒	28	40.8	378,321	60,863	317,458		
短大学卒	5	50.4	415,614	96,162	319,451		
事務主任	90	40.4	335,276	36,622	298,656		行政職3級(一部は4級)
大短大学卒	45	38.8	326,714	35,270	291,444		
短大学卒	13	37.3	322,263	38,514	283,749		
短大学卒	32	43.8	352,177	37,736	314,440		
短大学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	103	39.3	339,557	43,118	296,439		同上
大短大学卒	36	38.6	326,945	46,306	280,639		
短大学卒	20	36.8	360,594	63,307	297,287		
短大学卒	44	40.7	338,598	30,704	307,894		
短大学卒	3	42.8	367,156	58,557	308,599		
事務係員	456	36.2	276,299	17,934	258,365		行政職2級
大短大学卒	149	33.8	294,321	24,095	270,226		
短大学卒	124	33.7	254,759	10,471	244,289		
短大学卒	176	39.3	274,720	17,969	256,750		
短大学卒	7	49.1	294,165	10,915	283,250		
技術係員	274	33.8	299,703	53,484	246,219		同上
大短大学卒	91	34.1	318,555	49,367	269,188		
短大学卒	68	31.0	294,217	58,898	235,318		
短大学卒	109	34.9	290,576	54,903	235,673		
短大学卒	6	43.0	256,992	25,850	231,143		

その2 公民給与比較の対象外職種
規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
技能・労務関係職種 電 話 交 換 手 自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手 守 衛 用 務 員	1	35.0	240,535	10,485	230,050	見習、外国語の電話交換手を除く。
	13	55.2	383,777	24,624	359,154	
	19	37.4	297,414	21,617	275,797	
	18	46.6	249,287	27,517	221,770	
海事関係職種 船 長 ・ 機 関 長 一 等 航 海 士 ・ 一 等 機 関 士 二 等 航 海 士 ・ 二 等 機 関 士 三 等 航 海 士 ・ 三 等 機 関 士 運 航 士 甲 板 長 ・ 操 機 長 甲 板 手 ・ 操 機 手 甲 板 員 ・ 機 関 員	10	49.4	1,018,682	0	1,018,682	
	6	41.0	735,923	152,959	582,963	
	1	27.0	529,324	105,424	423,900	
	7	23.4	502,189	98,837	403,353	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
教育関係職種 大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長 大 学 准 教 授 大 学 教 授 大 学 講 師 大 学 助 教 手 高 等 学 校 校 長 高 等 学 校 教 頭 高 等 学 校 教 諭	24	59.7	842,053	0	842,053	
	192	57.2	696,940	1,853	695,088	
	143	45.5	553,466	1,428	552,038	
	86	40.1	472,381	639	471,742	
	29	36.9	634,597	0	634,597	
	35	36.7	367,753	0	367,753	
	2	71.8	652,689	0	652,689	
	4	58.8	625,665	0	625,665	
研究関係職種 研 究 所 長 研 究 部 (課) 長 研 究 室 (係) 長 研 究 主 任 研 究 員 研 究 員 研 究 補 助 員	5	53.2	759,306	698	758,608	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、 上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	77	45.6	624,193	1,652	622,541	
	48	40.1	507,924	49,317	458,607	
	118	39.9	518,455	25,605	492,851	
	280	32.9	410,393	46,857	363,536	
医療関係職種 病 院 長 副 院 長 医 科 長 医 科 医 師 歯 科 医 師 薬 局 長 薬 劑 師 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 米 養 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 総 看 護 師 看 護 師 准 看 護 師	1	58.0	1,202,298	0	1,202,298	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	8	62.4	1,175,476	44,189	1,131,287	
	16	49.3	1,371,150	119,341	1,251,808	
	53	42.3	1,028,859	103,194	925,665	
	-	-	-	-	-	
	13	47.6	421,332	13,079	408,253	
	61	37.7	330,251	18,264	311,987	
	65	39.7	402,040	36,760	365,280	
	71	39.3	330,720	25,626	305,094	
	42	37.3	285,479	19,403	266,076	
	80	29.1	288,978	15,760	273,217	
	70	30.2	282,403	12,296	270,107	
	16	54.0	474,926	3,629	471,297	
	124	44.7	428,074	39,636	388,438	
385	35.9	335,826	40,581	295,244		
227	43.4	314,298	31,490	282,808		

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	35.9	(37.6)	(61.0)	(1.4)	64.1
	500人以上	35.8	(37.7)	(59.6)	(2.7)	64.2
	100人以上500人未満	42.0	(38.9)	(60.2)	(0.9)	58.0
	100人未満	25.9	(33.4)	(66.6)	(0.0)	74.1
高校卒	計	25.5	(41.5)	(56.7)	(1.8)	74.5
	500人以上	28.1	(50.7)	(44.9)	(4.4)	71.9
	100人以上500人未満	29.8	(30.8)	(69.2)	(0.0)	70.2
	100人未満	14.2	(50.0)	(50.0)	(0.0)	85.8

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした場合である。

第17表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階 企業規模		昇給制度あり	昇給制度なし			
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	85.7	38.1	66.9	29.5	14.3
	500人以上	87.2	42.9	66.4	36.9	12.8
	100人以上500人未満	91.5	43.9	71.4	29.3	8.5
	100人未満	73.3	20.6	60.2	17.8	26.7
課長級	計	76.5	28.6	61.2	24.6	23.5
	500人以上	73.0	29.2	57.3	26.5	27.0
	100人以上500人未満	84.4	35.3	66.5	27.8	15.6
	100人未満	69.0	16.3	58.6	16.2	31.0

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額	(参考) 県職員の支給状況
配偶者	12,891円	13,000円
配偶者と子1人	18,967円	19,500円
配偶者と子2人	24,722円	26,000円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成18年以降改定された事業所(全体の16.9%)について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

参考

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,061円
配偶者と子1人	16,958円
配偶者と子2人	21,410円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所全体について算出した。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	55.9%
非支給	44.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div> 28,000円以上 29,000円未満 </div> </div>

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は28,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	計	47.2	52.8	52.3	47.7
	500人以上	40.7	59.3	52.1	47.9
	100人以上500人未満	52.6	47.4	53.4	46.6
	100人未満	48.5	51.5	50.7	49.3

第21表 民間における冬季賞与の成績区分別の人員分布状況

(単位：%)

企業規模	項目	課長級			係員		
		上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
	計	27.2	56.6	16.2	26.7	54.0	19.3
	500人以上	27.8	54.6	17.6	26.9	53.0	20.1
	100人以上500人未満	25.9	57.8	16.3	25.3	55.7	19.0
	100人未満	28.7	57.8	13.5	29.3	52.2	18.5

第22表 民間における冬季賞与の支給状況(最上位者・最下位者)

企業規模	項目	課長級			係員		
		最上位者	標準者	最下位者	最上位者	標準者	最下位者
	計	127.4	100.0	80.2	131.7	100.0	75.2
	500人以上	128.3	100.0	76.5	131.3	100.0	73.4
	100人以上500人未満	118.5	100.0	83.5	126.5	100.0	78.1
	100人未満	142.7	100.0	80.0	140.9	100.0	72.8

(注) 標準者を100とした場合の指数を示す。

第23表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	91.8
非支給	8.2

(単位：%)

支給形態	事業所割合
運賃相当額制	全額支給制 68.0
	制限支給制 32.0
距離段階別定額制	61.2
一律定額制	2.0
その他の他	18.1

(注) 支給形態別の事業所割合は、交通用具使用者に対する通勤手当を支給する事業所を100とし、全額支給制及び制限支給制の割合は、運賃相当額制の事業所を100とした割合である。

第24表 民間における給与の地域差に関する状況

その1 給与の地域差の状況

(単位：%)

項目 企業規模	地域差 がある	地域(都市)手当					地域差 がない
		基本給	地域(都市)手当	住宅手当	賞与	その他	
計	56.3	9.9 (17.6)	36.3 (64.4)	30.8 (54.7)	5.7 (10.2)	4.3 (7.7)	43.7
500人以上	62.7	14.4 (23.0)	38.9 (62.1)	39.6 (63.3)	6.9 (11.0)	4.0 (6.4)	37.3
500人未満	48.7	4.5 (9.3)	33.1 (68.0)	20.1 (41.3)	4.4 (9.0)	4.7 (9.6)	51.3

(注) 1 転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。
 2 ()内は、「地域差がある」としている事業所を100とした割合である。
 3 給与種目の内容は、複数回答である。

その2 給与種目の地域差に基づいて賞与の支給額が異なる場合の内容

(単位：%)

項目 企業規模	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他
計	42.3	53.4	38.3	0.0
500人以上	44.9	56.7	34.6	0.0
500人未満	0.0	0.0	100.0	0.0

(注) 1 転居を伴う異動があり、かつ、賞与について、賞与自体の仕組みとしては地域差はないが、賞与に反映される給与種目に地域差があるため勤務地によって賞与の支給額が異なる事業所を100とした割合である。
 2 給与種目の内容は、複数回答である。

第25表 民間における所定労働時間の設定状況

(単位：%)

1日当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
7時間30分未満	6.0	55.4
7時間30分	9.7	
7時間31分以上7時間45分未満	5.2	
7時間45分	34.5	
7時間46分以上8時間未満	5.7	44.6
8時間	38.9	

(単位：%)

1週間当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
37時間30分未満	7.7	51.2
37時間30分	5.4	
37時間31分以上38時間45分未満	8.9	
38時間45分	29.2	
38時間46分以上40時間未満	8.5	48.8
40時間	40.3	

第3 生計費関係資料

平成20年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」(総務省)等の大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(神戸市・勤労者世帯)における平成20年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成20年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成19年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表

神戸市における費目別・世帯人員別
標準生計費（平成20年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	26,980	39,190	50,570	61,960	73,340
住 居 関 係 費	22,840	51,920	45,300	38,680	32,060
被 服 ・ 履 物 費	6,570	9,390	11,240	13,100	14,960
雑 費	29,910	49,740	67,290	84,840	102,380
雑 費	10,580	22,780	26,100	29,410	32,730
合 計	96,880	173,020	200,500	227,990	255,470

< 参考 >

費目別・世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
	食 料 費	0.496	0.639	0.783
住 居 関 係 費	1.137	0.992	0.847	0.702
被 服 ・ 履 物 費	0.462	0.553	0.644	0.735
雑 費	0.355	0.481	0.606	0.732
雑 費	0.368	0.421	0.474	0.528

第 4 労働経済関係資料

第27表

民間給与等の推移

項 年 目 月	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				所 定 内 給				
	全 国		兵 庫 県		全 国 (調査産業計)		一 般 労 働 者	兵 庫 県 (調査産業計)	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
18 年 度	301.9	0.5	294.7	1.6	275.6	0.3	0.2	268.7	1.1
19 年 度	300.6	0.7	287.6	2.0	274.3	0.6	0.8	261.4	1.7
19年4月	302.8	0.3	291.1	0.5	275.6	0.1	0.1	264.6	0.2
5月	298.2	0.7	285.7	2.2	272.5	0.6	0.6	259.7	1.6
6月	300.0	0.3	286.5	2.7	274.5	0.3	0.5	261.3	2.0
7月	299.7	0.6	285.4	2.4	274.2	0.7	0.8	260.3	2.2
8月	298.4	0.6	286.3	3.2	272.9	0.5	0.8	260.9	2.5
9月	299.2	0.4	285.7	2.5	273.7	0.4	0.7	260.2	2.4
10月	300.9	0.3	287.5	1.7	274.4	0.2	0.6	261.4	1.2
11月	301.6	0.8	288.3	3.7	274.5	0.8	1.2	261.7	3.5
12月	302.0	0.7	287.5	2.2	274.7	0.9	1.2	259.9	1.8
20年1月	299.2	0.6	286.5	1.6	273.4	0.7	1.0	260.6	1.6
2月	301.7	1.3	288.3	0.6	275.3	1.2	1.0	261.8	0.8
3月	303.2	1.3	291.9	1.2	276.1	1.1	0.8	264.5	1.0
4月	305.3	0.8	291.0	0.0	278.0	0.9	0.8	263.7	0.4
5月	299.8	0.5	285.3	0.2	274.3	0.6	0.6	259.8	0.1
6月	300.9	0.2	287.0	0.1	275.5	0.4	0.1	261.5	0.0

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）

兵庫県企画県民部政策室統計課 毎月勤労統計地方調査（事業所規模30人以上）

- (注) 1 兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 2 前年度比・前年同月比の値については、平成17年平均=100とした指数を基礎としている。
 3 の兵庫県一般労働者の前年同月比、及び の兵庫県の前年同月比については、統計データを基に人事委員会で加工作成している。

与 所 定 外 給 与 所 定 外 勞 働 時 間 数	給 与 (調査産業計)				総 実 勞 働 時 間 数 (調査産業計)		所 定 外 勞 働 時 間 数 (調査産業計)		
	全 国		兵 庫 県		全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	
県	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	
一般労働者	1.3	26.3	2.0	26.1	5.2	153.5	151.3	13.0	13.3
	1.6	26.3	1.0	26.1	0.2	154.2	149.8	13.4	13.2
	0.5	27.2	2.2	26.5	2.5	158.0	154.4	14.0	13.8
	0.6	25.7	1.1	26.0	1.2	151.5	147.0	12.9	13.1
	1.6	25.6	0.2	25.2	4.1	159.5	155.6	13.1	12.5
	2.1	25.5	0.3	25.1	2.1	157.4	152.1	13.2	12.7
	2.5	25.5	1.1	25.3	3.6	152.1	145.5	12.8	12.7
	2.0	25.5	1.3	25.5	1.9	151.3	148.9	13.3	13.1
	1.6	26.4	1.6	26.1	0.4	156.4	150.3	13.6	13.0
	3.9	27.1	0.5	26.6	2.3	160.2	156.2	13.8	13.6
	1.9	27.2	0.7	27.6	0.1	153.2	149.6	13.9	14.1
	1.4	25.8	0.4	25.9	0.7	142.9	137.5	12.8	12.5
	1.0	26.4	1.8	26.5	0.9	154.2	150.8	13.4	13.6
	0.2	27.1	3.3	27.3	3.1	153.9	149.8	13.9	13.8
	0.8	27.2	0.2	27.3	2.7	158.3	154.4	13.7	13.5
	0.2	25.6	0.8	25.5	1.8	150.8	146.4	12.8	12.9
	0.3	25.4	0.6	25.5	1.5	157.1	153.4	12.7	12.6

第28表 鉱工業生産指数等の推移

年 目 月	鉱工業常用雇用指数		有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業率	消費(全世界)	
	兵庫県	全国 (調査産業計)	全国	兵庫県	全国 (季節調整値)	全国	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
18年度	8.4	0.8	1.06	0.95	4.1	295.4	1.3
19年度	3.2	1.7	1.02	0.92	3.8	299.1	1.2
19年4月	4.3	1.1	1.05	0.94	3.9	316.2	1.1
5月	0.5	1.3	1.06	0.94	3.8	293.2	0.4
6月	8.3	1.5	1.07	0.95	3.7	280.6	0.1
7月	0.3	1.5	1.06	0.96	3.6	291.6	0.2
8月	1.3	1.5	1.05	0.97	3.8	296.0	1.4
9月	7.4	1.4	1.04	0.96	4.0	281.4	3.0
10月	0.4	1.6	1.02	0.95	3.9	297.0	0.8
11月	2.3	2.0	1.00	0.90	3.8	282.8	0.0
12月	6.0	1.9	0.98	0.89	3.8	351.7	3.1
20年1月	2.1	1.9	0.98	0.86	3.8	309.8	4.5
2月	5.6	2.0	0.97	0.85	3.9	275.8	1.1
3月	9.3	1.9	0.95	0.83	3.8	312.6	0.3
4月	5.0	1.9	0.93	0.84	4.0	310.7	1.7
5月	4.7	1.9	0.92	0.80	4.0	288.1	1.7
6月	1.3	1.6	0.91	0.78	4.1	282.0	0.5

資料出所： 兵庫県企画県民部政策室統計課 厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）
 厚生労働省 総務省統計局 労働力調査 総務省統計局 家計調査
 総務省統計局 小売物価統計調査、兵庫県企画県民部政策室統計課 兵庫県消費者小売物価実態調査
 日本銀行

(注) 1、 、 、 については、平成17年平均 = 100とした指数を基礎としている。
 2 の兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 3 の兵庫県分については、平成19年度をもって調査終了。

支 出 帯)		消 費 者 物 価 指 数 (総 合)				国 内 企 業 物 価 指 数
人口5万以上の都市		全 国	人 口 5 万 以 上 の 都 市	兵 庫 県	神 戸 市	全 国
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
300.0	0.9	0.2	0.2	0.1	0.1	2.0
301.9	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	2.3
319.7	2.1	0.0	0.1	0.1	0.1	1.9
296.7	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	1.7
280.0	1.9	0.2	0.3	0.4	0.5	1.8
296.2	0.3	0.0	0.1	0.4	0.2	1.9
298.9	1.6	0.2	0.3	0.4	0.3	1.6
284.1	1.5	0.2	0.1	0.2	0.3	1.3
302.7	0.9	0.3	0.2	0.4	0.3	2.0
287.0	0.2	0.6	0.5	0.5	0.4	2.3
347.8	0.1	0.7	0.7	0.6	0.5	2.7
313.4	3.4	0.7	0.7	0.6	0.5	3.0
280.5	2.1	1.0	0.8	0.9	0.6	3.5
316.0	1.5	1.2	1.0	0.9	0.6	3.9
314.9	1.5	0.8	0.7	-	0.6	3.9
291.0	2.0	1.3	1.3	-	0.9	4.8
284.5	1.6	2.0	1.9	-	1.4	5.7